令和 5 年第 3 回豊岡市議会（定例会）

（令和5年6月2日開会）

| 議案番号 | 件 名 | 頁 | 摘 要 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 報1 | 専決処分したものの報告について | 3 |  |
| （専 1） | 損害賠償の額を定めることについて | 5 | 交通事故 |
| （専2） | 損害賠償の額を定めることについて | 7 | 物損事故 |
| （専3） | 損害賠償の額を定めることについて | 9 | 物損事故 |
| （専4） | 損害賠償の額を定めることについて | 11 | 物損事故 |
| 報2 | 専決処分したものの承認を求めることについて | 13 |  |
| （専5） | 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について | 15 |  |
| （専 6 ） | 令和 4 年度豊岡市一般会計補正予算（第 13 号） | 33 |  |
| （専7） | 令和 5 年度豊岡市一般会計補正予算（第 1 号） | 77 |  |
| （専8） | 令和 5 年度豊岡市一般会計補正予算（第 2 号） | 93 |  |
| 報3 | 令和 4 年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について | 107 |  |
| 報4 | 令和 4 年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて | 113 |  |
| 報5 | 令和 4 年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて | 117 |  |
| 63 | 豊岡市辺地総合整備計画の変更について | 121 |  |
| 64 | 業務委託契約の締結について | 135 |  |
| 65 | 物件購入契約の締結について | 137 | 消防ポンプ自動車等 |
| 66 | 市道路線の変更について | 139 | 市道豊岡病院線 市道九日市荒原線 |
| 67 | 物件購入契約の締結について | 147 | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 除雪トラック7 } \mathrm{t} \text { 級 } \\ \text { (道路維持作業車) } \end{array}$ |
| 68 | 物件購入契約の締結について | 149 | 城崎分署高規格救急自動車 |
| 69 | 物件購入契約の締結について | 151 | 小中学校校務用情報機器 |
| 70 | 豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | 153 |  |
| 71 | 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について | 159 |  |
| 72 | 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について | 175 |  |
| 73 | 豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について | 187 |  |
| 74 | 豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 203 |  |
| 75 | 令和 5 年度豊岡市一般会計補正予算（第3号） | 209 |  |



報告第1号

## 専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定に より，下記の事項について別紙のとおり専決処分したから，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

1 損害賠償の額を定めることについて
2 損害賠償の額を定めることについて
3 損害賠償の額を定めることについて
4 損害賠償の額を定めることについて

専決第1号

## 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について，市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により，下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 1 日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

| 事件区分及び事故発生年月日 | 交通事故 <br> 令和 5 年 3 月 3 日（金）午後 4 時 30 分頃 |
| :---: | :---: |
| 事故発生場所 | 兵庫県豊岡市泉町157番地先市道永楽線 |
| $\begin{array}{llll} \text { 相 } & \text { 手 } & \text { 分 } & \text { } \\ \text { 住 } & \text { 所 } & \text { 氏 } & \text { 名 } \end{array}$ |  |
| 損 害 賠 償 額 | 162， 250 円 |
| 事 故の概要 | 総務課職員が公用車（マイクロバス）を駐車するため，公用車駐車場に進入しようとした折に，後方不注意により，駐車中の車両に接触し，損傷させたもの。 <br> （過失割合 豊岡市 10 割） |

## 専決第2号

## 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について，市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により，下記のとおり専決処分する。

## 令和 5 年 5 月 1 日専決

## 豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

| 事件区分及び事故発生年月日 | 物損事故 <br> 令和 5 年 2 月 28 日（火）午後 5 時 15 分頃 |
| :---: | :---: |
| 事故発生場所 | 兵庫県豊岡市大磯町175番32 <br> 豊岡市立総合体育館駐車場内 |
| $\begin{array}{llll} \text { 相 } & \text { 手 } & \text { 方 } & \text { } \\ \text { 住 } & \text { 所 } & \text { 氏 } & \text { 名 } \end{array}$ |  |
| 損 害 賠 償 額 | 422， 400 円 |
| 事故の概要 | 豊岡市立総合体育館駐車場内において，文化・スポーツ振興課職員が公用車を運転中，バリケードに張られていた口 ープを公用車に引っ掛け，駐車中の車両にロープを接触さ せ，損傷させたもの。 <br> （過失割合 豊岡市 10 割） |

専決第 3 号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について，市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により，下記のとおり専決処分する。

令和5年5月1日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

| 事件区分及び事故発生年月日 | 物損事故 <br> 令和 5 年 2 月 26 日（日）午後 1 時 30 分頃 |
| :---: | :---: |
| 事故発生場所 | 兵庫県豊岡市城崎町今津290番36地内城崎温泉駅前駐車場誘導路 |
| $\begin{array}{llll} \text { 相 } & \text { 手 } & \text { 方 } & \text { の } \\ \text { 住 } & \text { 所 } & \text { 氏 } & \text { 名 } \end{array}$ |  |
| 損 害 賠 償 額 | 250， 400 円 |
| 事故の概 要 | 城崎温泉交流センターの屋根材の一部が落下し，城崎駅前駐車場の入場待ちのため誘導路に駐車中の車両を損傷さ せたもの。 <br> （過失割合 豊岡市 10 割） |

専決第4号

## 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について，市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により，下記のとおり専決処分する。

令和5年5月19日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

| 事件区分及び事故発生年月日 | 物損事故 <br> 令和5年4月17日（月）午後3時頃 |
| :---: | :---: |
| 事故発生場所 | 兵庫県豊岡市出石町弘原185番1有限会社三共自動車敷地内 |
| $\begin{array}{llll} \text { 相 } & \text { 手 } & \text { 方 } & \text { の } \\ \text { 住 } & \text { 所 } & \text { 氏 } & \text { 名 } \end{array}$ |  |
| 損 害 賠 償 額 | 44，330円 |
| 事故の概 要 | 豊岡市立出石中学校グラウンドにおいて，市職員が刈払機による除草作業中，跳ね飛ばした石により，相手方敷地内 に駐車中の自動車の右側後部窓ガラスを損傷させたもの。 <br> （過失割合 豊岡市 10 割） |

報告第2号

## 専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，下記の事項に ついて別紙のとおり専決処分したから，同条第3項の規定により報告し，承認を求め る。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

## 記

1 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について
2 令和 4 年度豊岡市一般会計補正予算（第 13 号）
3 令和 5 年度豊岡市一般会計補正予算（第 1 号）
4 令和 5 年度豊岡市一般会計補正予算（第 2 号）

専決第5号

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

豊岡市条例第 18 号
（以下条例案のとおり）

## 豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。
第46条中「又は」の右に「第5号の15の 2 様式若しくは」を加え，「によって」を「により」に改める。
第48条第1項及び第5項中「第22号の 4 様式」の右に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」 を加える。

第50条第1項中「第 22 号の 4 様式」の右に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え，同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の右に「又は第34号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。
附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。
附則第 10 条中「，第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に，「，第 63 条若しくは第 64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め，同条第 4 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号口」を「附則第 15 条第 25項第 1 号口」に改め，同条第 5 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号八」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号八」に改め，同条第 6 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15条第25項第 1 号ニ」に改め，同条第 7 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第15条第25項第 2 号イ」に改め，同条第 8 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号口」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号口」に改め，同条第 9 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号八」 を「附則第 15 条第 25 項第 2 号八」に改め，同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号 イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め，同条第11項中「附則第15条第26項第 3 号口」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め，同条第 12 項中「附則第 15 条第 26項第 3 号八」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号八」に改め，同条第 13 項中「附則第 15 条第29項」を「附則第15条第28項」に改め，同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め，同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め，同条第17項を削る。

附則第 10 条の 3 第 11 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改める。
附則中第 15 条の 2 を削り，第 15 条の 2 の 2 を第 15 条の 2 とする。
附則第 15 条の 6 第 3 項を削る。
附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め，同条第2項中「令和2年4月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日ま で」に，「令和 3 年度分」を「，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌

年度分」に改め，同条第 3 項から第 6 項までを削り，同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に，「 3 輪以上のガソリン軽自動車」を「 3 輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項におい て「ガソリン軽自動車」という。）」に改め，「，当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り，「令和5年3月31日」を「令和 8 年 3月31日」に，「令和5年度分」を「，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度 の翌年度分」に，「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3，900円」とある のは「2，000円」と，同号ア（ウ）a 中「6，900円」とあるのは「3，500円」」に改め，同項を同条第3項とし，同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」 に改め，「，当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」 を削り，「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に，「令和 5 年度分」を「，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に，「第4項の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3，900円」とあるのは「3，000円」と，同号ア（ウ）a 中「6，900円」とあるのは「5，200円」」に改め，同項を同条第4項とする。
附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改める。
附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。
附則第 24 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則
（施行期日）
1 この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（固定資産税に関する経過措置）
2 次項に定めるものを除き，この条例による改正後の豊岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は，令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し，令和 4 年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。
3 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第226号）附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」とい う。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中

小事業者等が，同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」 という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者 が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を，適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）
4 令和元年10月1日から令和 3 年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の豊岡市市税条例附則第15条の 2 及び第 15 条の 6 第 3 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例 による。
5 新条例附則第 16 条の規定は，令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に ついて適用し，令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要網

## 1 改正の内容

（1）地方税法施行規則の改正により，給与所得に係る特別徴収税額の納入書，法人市民税の納付書及びたばこ税の納付書の様式をそれぞれ追加すること。（第 46条，第48条，第50条，第98条，第101条関係）
（2）肉用牛の売却による事業所得に係る個人の市民税について，所得割額を免除 する期間を 3 年間延長し，令和 9 年度までとすること。（附則第 8 条関係）
（3）中小企業を対象とした生産性革命•集中投資期間に係る固定資産税の特例措置の廃止に伴い，読替規定において引用する地方税法の規定を削ること。（附則第10条関係）
（4）軽自動車税の環境性能割を $1 \%$ 軽減する特例措置を廃止すること。（附則第 15条の2，第15条の6関係）
（5）軽自動車税の種別割のグリーン化特例について， $75 \%$ を軽減する特例措置及 び $50 \%$ を軽減する特例措置の期間を 3 年間， $25 \%$ を軽減する特例措置の期間を 2 年間それぞれ延長すること。（附則第 16 条関係）
（6）優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税特例について，特例期間を 3 年間延長し，令和 8 年度までと すること。（附則第17条の 2 関係）
（7）その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則
（1）この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。（附則第 1 項関係）
（2）固定資産税及び軽自動車税について，この条例の施行に係る所要の経過措置 を定めること。（附則第 2 項から第 5 項関係）
豊岡市市税条例新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
| :---: | :---: |
| （給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等） <br> 第46条 前条の特別徴収義務者は，月割額を徴収した月の翌月 10 日まで <br> に，その徴収した月割額を施行規則第5号の 15 様式又は $\qquad$施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。 <br> （法人の市民税の申告納付） $\qquad$第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は，法第321条の8第1項，第2項，第31項，第34項及び第35項の規定による申告書（第 9 項，第10項及び第 12 項において「納税申告書」という。）を，同条第 1 項，第 2 項，第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに，同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し，及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式納付しなければならない。 2～4 略 $\qquad$ による納付書により <br> 5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合に は，当該税金に係る同条第 1 項，第 2 項又は第 31 項の納期限（納期限の延長があったときは，その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号に おいて同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，当該税額 に年14．6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用 | （給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等） <br> 第46条 前条の特別徴収義務者は，月割額を徴収した月の翌月 10 日まで <br> に，その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の <br> 2 様式若しくは施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により <br> （法人の市民税の申告納付） <br> 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は，法第321条の8第1項，第2項，第31項，第34項及び第35項の規定による申告書（第9項，第10項及び第 12 項において「納税申告書」という。）を，同条第 1 項，第 2 項，第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに，同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し，及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。 <br> $2 \sim 4$ 略 <br> 5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合に は，当該税金に係る同条第 1 項，第 2 項又は第 31 項の納期限（納期限の延長があったときは，その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号に おいて同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ，当該税額 に年14．6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用 |


において「申告納税者」という。）は，毎月末日までに，前月の初日か
標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額，第96条第 1 項の規定によ



市長に提出し，及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式による納付書によって納付しなければ ならない。この場合において，当該申告書には，第96条第3項に規定す
 いての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しな ければならない。略 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には，当該税金に係る第 1 項又は第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは，その延長さ れた納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日まで
 した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間 については，年7．3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当す る延滞金額を加算して，施行規則第 34 号の 2 の 5 様式又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式による納付書によって納付しなければならない。
（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）
第101条 たばこ税の納税義務者は，法第481条，第483条又は第484条の規


及び当該課税標準数量に対するたばこ税額，第96条第1項の規定によ り免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする







 ければならない。

## 碞


 れた納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日まで の期間の日数に応じ，当該税額に年14．6パーセント（修正申告書を提出 した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 については，年7．3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当す る延滞金額を加算して，施行規則第34号の 2 の 5 様式
 （たばこ税に係る不足税額等の納付手続）第101条 たばこ税の納税義務者は，法第481条，第483条又は第484条の規
加算金額，不申告加算金額若しくは重加算金額を，当該通知書の指定す る期限までに，施行規則第 34 号の 2 の 5 様式又は第 34 号の 2 の 5 の 2様式による納付書によって納付しなければならない。


荌
$\bigcirc$
定に基づく納付の告知を受けた場合には，当該不足税額又は過少申告
加算金額，不申告加算金額若しくは重加算金額を，当該通知書の指定す
る期限までに，施行規則第 34 号の 2 様式———

8 条 昭和 57 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限
䋊 り，法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において，第 36 条の 2 第 1 項 の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関 する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことに ついてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項にお
いて同じ。）は，当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 $\square$ （読替規定）
第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで又は第 63 条
定の適用がある各年度分の固定資産税に限り，第 61 条第 8 項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは，「若しくは第349条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで若しくは第63条」」とする。
（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）


| 15 法附則第15条第34項の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 | 15 法附則第15条第33項の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。 |
| :---: | :---: |
| 16 略 | 16 略 ${ }^{\text {a }}$ |
| 17 法附則第64条に規定する条例で定める割合は 0（生産性の向上に重 |  |
| 点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経 |  |
| 営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促 |  |
| 進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則 |  |
| 第64条に規定する特例対象資産にあっては0）とする。 |  |
| （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとす る者がすべき申告） |  |
| 第10条の3 略 | 第10条の3 略 |
| $2 \sim 10$ 略 | $2 \sim 10$ 略 |
| 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について，同項の | 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について，同項の規定 |
| の適用を受けようとする者は，当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 | の適用を受けようとする者は，当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修 |
| が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施 | が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施 |
| 行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写 | 行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写 |
| し，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第123号）第 | し，建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第123号）第 |
| 7 条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修 | 7 条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修 |
| 後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する | 後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する |
| 書類を添付して市長に提出しなければならない。 | 書類を添付して市長に提出しなければならない。 |
| （1）～（4）略 | （1）～（4）略 |
| （5）施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助の算定の基礎となった | （5）施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助の算定の基礎となった |
| 当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 | 当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 |
| （6）略 | （6）略 |
| 12 略 | 12 略 |


2 略
（軽自動車税の種別割の税率の特例）



左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

略
2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に揭げる 3 輪以上の軽自動車 に対する第 82 条の規定の適用については，当該軽自動車が令和 4 年 4月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表

の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 $\square$囟
4月1日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り，次の表の左欄に揭げる同条の規定中同表の中闌に揭げる字句は，それぞれ同表の右欄
に揭げる字句とする。

| 第2号ア（1） | 3，900円 | 3，000円 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第2号ア（方） a | 6，900円 | 5，200円 |
|  | 10，800円 | 8，100円 |
| 第2号ア（ウ）b | 3，800円 | 2，900円 |
|  | 5，000円 | 3，800円 |

5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車 のうち，自家用の乗用のものに対する第 82 条の規定の適用については，



 の種別割に限り，第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車 （自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用につい ては，当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り，当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り，第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表 の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に揭げる字句とする。

3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の法第 446 条第
署｜

$+$

## 

欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に揭げる字句 とする。
## 

該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 旦までの間に初回車両番号指定を受けた場合には，当該初回車両番号指定を受 けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り，同条第 2号ア（イ）中「3，900円」とあるのは「3，000円」と，同号ア（方）a 中「6，900円」とあるのは「5，200円」とする。（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第16条の2 市長は，軽自動車税の種別割の賦課徵収に関し，3 輪以上の


 の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の

第16条の 2
れ同表の右欄に揭げる字句 とする。
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
認定等（法附則第30条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等を
いう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
•3 略
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得
に係る市民税の課税の特例）
 に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡を いう。以下この条において同じ。）をした場合において，当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の 2 第 1 項に規定する優良住

 において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税
場合の区分に応じ，当該各号に定める金額に相当する額とする。
市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において，当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項にお いて同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得 に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において，当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の









場合の区分に応じ，当該各号に定める金額に相当する額とする。 （1）•（2）略
市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する

定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項にお
 に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について
 N

| のための譲渡ではなかったものとみなす。 | 規定に該当することとなるときは，当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 |
| :---: | :---: |
| 3 略 | 3 略 |
| （新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金皖額控 | （新型コロナリイルス感集症等に係る奇附金䅐観控 |
| 第24条 所得割の納税義務 | 第24条 所得割の納税義務者が，新型コロナウイルス感染症等の影響に |
| 対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律 | 法律 |
| 第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」といら。） | 25号 |
| 第5 |  |
| 若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料 | 若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料 |
| 金， | 吴しを請求する権利の全部又は一部の |
| 放棄を同条第1項に規定する指定期 | 放軬を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には，当該納税義 |
| 務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定す | 務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定す |
| る | る市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げ |
| る寄附金を支出したものとみなして，第34条の7の規定を適用する。 | る寄附金を支出したものとみなして，第34条の7の規定を適用する。 |

専決第6号

令和 4 年度豊岡市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 4 年度豊岡市の一般会計補正予算（第13号）は，次に定めるところ による。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461，495千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51，759，422千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。
（地方債の補正）
第2条 地方債の変更は，「第2表地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 31 日専決

豊岡市長 関 貫 久仁 郎

## 第1表 歳 入歳出予算補正

（単位 千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2．地 方 譲 与 税 |  | 449， 007 | $\triangle 15,007$ | 434， 000 |
|  | 1．地方揮発油譲与税 | 83， 172 | 5，460 | 88，632 |
|  | 2．自動車重量譲与税 | 283， 748 | $\triangle 18,457$ | 265， 291 |
|  | 4．森 林 環 境 譲 与 税 | 81，678 | $\triangle 2,390$ | 79， 288 |
|  | 5．航空機燃料譲与税 | 409 | 380 | 789 |
| 3．利 子 割 交 付 金 |  | 7，211 | $\triangle 2,154$ | 5， 057 |
|  | 1．利 子 割 交 付 金 | 7， 211 | $\triangle 2,154$ | 5， 057 |
| 4．配 当 割 交 付 金 |  | 61，149 | 13， 829 | 74，978 |
|  | 1．配 当 割 交 付 金 | 61，149 | 13， 829 | 74，978 |
| 5．株式等譲渡所得割交付金 |  | 63， 979 | $\triangle 10,350$ | 53，629 |
|  | 1．株式等譲渡所得割交付金 | 63， 979 | $\triangle 10,350$ | 53， 629 |
| 6．法人事業税交付金 |  | 99，738 | 54，485 | 154， 223 |
|  | 1．法人 事業税交付金 | 99，738 | 54，485 | 154， 223 |
| 7．地方消費税交付金 |  | 1，890， 000 | 22，782 | 1，912， 782 |
|  | 1．地方消費税交付金 | 1，890， 000 | 22，782 | 1，912， 782 |
| 8．ゴルフ場利用税交付金 |  | 11，109 | 255 | 11，364 |
|  | 1．ゴルフ場利用税交付金 | 11，109 | 255 | 11，364 |
| 9．自動車取得税交付金 |  | 0 | 1， 051 | 1， 051 |
|  | 1．自動車取得税交付金 | 0 | 1， 051 | 1， 051 |
| 10．環境性能割交付金 |  | 78， 069 | $\triangle 10,565$ | 67，504 |
|  | 1．環 境 性 能割交付金 | 78， 069 | $\triangle 10,565$ | 67，504 |
| 11．地方特例交付金 |  | 57， 365 | 7，577 | 64， 942 |
|  | 1．地 方 特 例 交 付 金 | 49，365 | 11，293 | 60，658 |
|  | 2．新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別 交 付 金 | 8， 000 | $\triangle 3,716$ | 4， 284 |
| 12．地 方 交 付 税 |  | 17，393， 833 | 676， 921 | 18，070， 754 |
|  | 1．地 方 交 付 税 | 17，393， 833 | 676， 921 | 18，070， 754 |
| 13．交通安全対策特別交付金 |  | 11，363 | $\triangle 1,736$ | 9，627 |

## 一般会計

（単位
千円）


| 款 |  |  | 項 |  |  | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2．総 | 務 |  |  |  |  | 8，010， 390 | 464， 720 | 8，475， 110 |
|  |  |  | 1．総 | 管 |  | 7，271， 117 | 464， 720 | 7，735， 837 |
| 12．公 | 債 | 費 |  |  |  | 6，345， 885 | $\triangle 3,225$ | 6，342， 660 |
|  |  |  | 1．公 | 債 | 費 | 6，345， 885 | $\triangle 3,225$ | 6，342， 660 |
| 歳 |  | 出 | 合 | 計 |  | 51，297， 927 | 461， 495 | 51，759， 422 |

## 第2表 地方債補正

| 変 更 | （単位 千円） |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 限 |  | 額 |
| 起 債 の 目 的 | 補 | 正 前 | 補 | 正 後 |
| バス交通対策事業費 |  | 20，500 |  | 20，400 |
| 〔イ ナ カ－〕 |  | ［ 20，500 〕 |  | ［20，400 〕 |
| 庁 舎 整 備 事 業 費 |  | 70，200 |  | 65，100 |
| 〔出 石 庁 舎 〕 |  | ［65，100］ |  | ［60，000 〕 |
| コミュニティセンター整備事業費 |  | 54，500 |  | 54，400 |
| 〔清滝地区コミュニティセンター〕 |  | ［ 45，500 ］ |  | ［ 45，400 〕 |
| 子育て支援総合拠点等整備事業費 |  | 65，500 |  | 48，400 |
| 清掃施設整備事業費 |  | 56，900 |  | 53，400 |
| 〔北但ごみ処理施設〕 |  | ［ 56，900 〕 |  | ［53，400 〕 |
| 土 地 改 良 事 業 費 |  | 109，100 |  | 108，400 |
| 〔下 鶴 井 地区〕 |  | ［2，700〕 |  | 〔2，600 〕 |
| 〔内町 地区 〕 |  | ［14，000 ］ |  | 〔 13，900 〕 |
| 〔基幹農道長寿命化事業〕 |  | ［ 22，500 〕 |  | 〔22，100〕 |
| 〔農道橋耐震化事業〕 |  | ［ 12，800 ］ |  | ［12，700〕 |
| 林 道 整 備 事 業 費 |  | 5，700 |  | 5，600 |
| 〔シ シ ブシ 線〕 |  | ［ 5，700］ |  | ［ 5，600 〕 |
| 内水処理施設整備事業費 |  | 430，000 |  | 429，900 |
| 〔排水ポンプ施設〕 |  | ［430，000］ |  | ［ 429，900］ |
| 土 木 管 理 事 業 費 |  | 29，000 |  | 28，600 |
| 〔 江 原 樋 門 〕 |  | ［ 13，000 ］ |  | ［ 13，200］ |
| 〔 鶴 岡 樋 管 〕 |  | ［ 16，000 ］ |  | ［ 15，400〕 |
| 道 路 整 備 事 業 費 |  | 221，800 |  | 210，300 |
| 〔池上吉 日 線 〕 |  | ［ 25，600 ］ |  | ［ 25,300 ］ |
| 〔大規模舗装修繕事業〕 |  | ［ 68，600 ］ |  | 〔 63，600 〕 |
| 〔道 路防災事業〕 |  | ［ 19，200］ |  | ［ 18，800］ |
| 〔 風 早 線 〕 |  | ［ 17，000］ |  | ［ 16，900〕 |


| 起 債 の 目 的 | 限 |  | 度 | 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 補 | 正 前 | 補 | 正 後 |
| 〔側 溝 整 備 事 業〕 |  | ［ 20，300 ］ |  | ［ 14，600］ |
| 橋りよう整備事業費 |  | 149，200 |  | 150，600 |
| 〔 栃 江 橋 〕 |  | ［ 9，300］ |  | ［ 9，200 〕 |
| 〔橋りょう長寿命化事業〕 |  | ［95，600 〕 |  | ［97，100］ |
| 消 雪 装 置 整 備 事 業 費 |  | 63，800 |  | 62，500 |
| 河 川 改 良 事 業 費 |  | 86，500 |  | 85，800 |
| 〔河川浚沐事業〕 |  | ［37，000 〕 |  | ［ 36，900 〕 |
| 〔普通河川整備事業〕 |  | ［ 49，500 ］ |  | ［ 48，900］ |
| 消防防災施設整備事業費 |  | 216，500 |  | 203，300 |
| 〔 消 火 检 〕 |  | ［18，000 ］ |  | ［ 16，200 〕 |
| 〔消 防 団 施 設〕 |  | ［ 71，800 〕 |  | ［ 60，500 〕 |
| 〔 救 命 機 器 〕 |  | ［3，200］ |  | ［ 3，100 〕 |
| 認定こども園整備事業費 |  | 102，200 |  | 99，400 |
| 〔（仮称）蓼川認定こども園〕 |  | ［ 43，400 ］ |  | ［ 40，600］ |
| 新文化会館整備事業費 |  | 128，600 |  | 128，500 |
| 保健体育施設整備事業費 |  | 268，600 |  | 268，100 |
| 〔豊岡総合体育館〕 |  | ［225，400 〕 |  | ［225，300 ］ |
| 〔出石海洋センター〕 |  | ［ 34，500］ |  | ［34，300 〕 |
| 〔五荘小学校夜間照明〕 |  | ［8，700］ |  | ［8，500 〕 |
| 過 疎 対 策 事 業 債 （過疎地域持続的発展特別事業分） |  | 138，300 |  | 137，600 |
| 計 |  | 2，839，700 |  | 2，783，100 |

令和 4 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計補正予算（第13号）に関する説明書

## 歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総 括
（歳 入）
（単位 千円）

| 款 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2．地 方 譲 与 税 | 449， 007 | $\triangle 15,007$ | 434， 000 |
| 3．利 子 割 交 付 金 | 7， 211 | $\triangle 2,154$ | 5， 057 |
| 4．配 当 割 交 付 金 | 61，149 | 13，829 | 74，978 |
| 5．株式等譲渡所得割交付金 | 63， 979 | $\triangle 10,350$ | 53，629 |
| 6．法 人 事 業 税 交 付 金 | 99，738 | 54， 485 | 154， 223 |
| 7．地 方 消 費 税 交 付 金 | 1，890， 000 | 22，782 | 1，912， 782 |
| 8．ゴルフ場利用税交付金 | 11，109 | 255 | 11，364 |
| 9．自 動 車 取得 税 交 付 金 | 0 | 1， 051 | 1， 051 |
| 10．環 境 性 能 割 交 付 金 | 78，069 | $\triangle 10,565$ | 67， 504 |
| 11．地 方 特 例 交 付 金 | 57， 365 | 7， 577 | 64，942 |
| 12．地 方 交 付 税 | 17，393， 833 | 676， 921 | 18，070， 754 |
| 13．交通安全対策特別交付金 | 11，363 | $\triangle 1,736$ | 9，627 |
| 16．国 庫 支 出 金 | 7，064， 352 | 144， 374 | 7，208， 726 |
| 17．県 支 出 金 | 3，470， 296 | $\triangle 2,539$ | 3，467， 757 |
| 18．財 産 収 入 | 112， 788 | $\triangle 46,670$ | 66，118 |
| 20．繰 入 金 | 1，341， 918 | $\triangle 348,077$ | 993， 841 |
| 22．諸 収 収 | 2，577， 119 | 33， 919 | 2，611， 038 |
| 23．市 債 | 2，839， 700 | $\triangle 56,600$ | 2，783， 100 |
| 歳入入合入計 | 51，297， 927 | 461， 495 | 51，759， 422 |

（歳 出）



2．歳 入
（款）2．地方譲与税
（項）1．地方揮発油譲与税

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | :---: |
| 1．地 方 揮 発 油 譲 与 税 | 83,172 | 5,460 | 88,632 |  |
| 計 | 83,172 | 5,460 | 88,632 |  |

（款）2．地方譲与税
（項）2．自動車重量譲与税

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | :---: |
| 1．自動車重量譲与税 | 283,748 | $\triangle 18,457$ | 265,291 |  |
| 計 | 283,748 | $\triangle 18,457$ | 265,291 |  |

（款）2．地方譲与税
（項）4．森林環境譲与税

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1．森 林 環 境 譲 与 税 | 81，678 | $\triangle 2,390$ | 79，288 |
| 計 | 81，678 | $\triangle 2,390$ | 79，288 |

（款）2．地方譲与税

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 1．航空機燃料譲等税 | 409 | 380 | 789 |
| 計 | 409 | 380 | 789 |

（款）3．利子割交付金


## 一般会計

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 | 分 |  | 額 |  |
| 1．地方揮発油譲与税 | 5,460 | 地方揮発油譲与税 | 5,460 |  |
|  |  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．自動車重量譲与税 | $\triangle 18,457$ | 自動車重量譲与税 | $\triangle 18,457$ |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．森林環境譲与税 | $\triangle 2,390$ | 森林環境譲与税 | $\triangle 2,390$ |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．航空機燃料譲与税 | 380 | 航空機燃料譲与税 | 380 |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 |  |  |
| 1．利子割交付 金 | $\triangle 2,154$ | 利子割交付金 | $\triangle 2,154$ |
|  |  |  |  |

（款）4．配当割交付金

（項）1．株式等譲渡所得割交付金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1．株式等譲渡所得割交付金 | 63， 979 | $\triangle 10,350$ | 53， 629 |
| 計 | 63， 979 | $\triangle 10,350$ | 53，629 |

（款）6．法人事業税交付金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 1．法 人 事 業 税 交 付 金 | 99,738 | 54,485 | 154,223 |
| 計 | 99,738 | 54,485 | 154,223 |

（項）1．地方消費税交付金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 1．地方消費税交付金 | $1,890,000$ | 22,782 | $1,912,782$ |
| 計 | $1,890,000$ | 22,782 | $1,912,782$ |

（項）1．ゴルフ場利用税交付金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | :---: |
| 1．ゴルフ場利用税交付金 | 11,109 | 255 | 11,364 |  |
| 計 | 11,109 |  | 255 |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 |  |  |
| 1．配 当 割 交 付 金 | 13,829 | 配当割交付金 | 13,829 |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 |  |  | 額 |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．法人事業税交付金 | 54， 485 | 法人事業税交付金 | 54，485 |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 |  |  |
| 1．地方消費税交付金 | 22,782 | 地方消費税交付金 | 22,782 |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．ゴルフ場利用税交付金 | 255 | ゴルフ場利用税交付金 | 255 |
|  |  |  |  |

（款）9．自動車取得税交付金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 1．自動車取得税交付金 | 0 | 1,051 | 1,051 |
| 計 | 0 | 1,051 | 1,051 |

（項）1．環境性能割交付金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1．環 境 性 能 割 交 付 金 | 78， 069 | $\triangle 10,565$ | 67，504 |
| 計 | 78， 069 | $\triangle 10,565$ | 67，504 |

（款）11．地方特例交付金
（項）1．地方特例交付金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1．地 方 特 例 交 付 金 | 49，365 | 11，293 | 60，658 |
| 計 | 49，365 | 11，293 | 60，658 |

（款）11．地方特例交付金
（項）2．新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

| 目 | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |

（款）12．地方交付税
（項）1．地方交付税

| 目 |  |  |  |  | 補正 前の額 |  | 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1．地 | 方 | 交 | 付 | 税 | 17，393， 833 |  | 676， 921 | 18，070， 754 |
| 計 |  |  |  |  | 17，393， 833 |  | 676， 921 | 18，070， 754 |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 | 分 |  | 額 |  |
| 1．自動車取得税交付金 |  | 1,051 | 自動車取得税交付金 | 1,051 |
|  |  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 | 分 |  | 額 |  |
| 1．環境性能割交付金 | $\triangle 10,565$ | 環境性能割交付金 | $\triangle 10,565$ |  |
|  |  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | ---: |
| 区 分 | 金 |  |  | 11,293 |
| 1．地方特例交付金 | 11,293 | 地方特例交付金 |  |  |
|  |  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 | $\triangle 3,716$ | 新型コロナウイルス感染症対策地方税減收補填特別交付金 | $\triangle 3,716$ |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．地 方 交 付 税 | 676， 921 | 特別交付税 | 676， 921 |
|  |  |  |  |

（款）13．交通安全対策特別交付金

| 目 | 補 正 前 の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 1. 交通安全対策特別交付金 | 11,363 | $\Delta 1,736$ | 9,627 |
| 計 | 11,363 | $\triangle 1,736$ | 9,627 |

（款）16．国庫支出金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 6．土木費 国 庫 補 助 金 | 323， 816 | 132， 310 | 456， 126 |
| 21．地 方 創 生 臨 時 交 付 金 | 1，317， 120 | 12， 064 | 1，329， 184 |
| 計 | 4，045， 322 | 144， 374 | 4，189， 696 |

（項）2．県補助金

|  |  |  |  | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 |
| :---: | :---: | :---: | ---: | ---: | ---: |

（款）18．財産収入

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1．不 動 産 売 払 収入 | 61，538 | $\triangle 50,499$ | 11，039 |
| 2．物 品 売 払 収入 | 4，340 | 3， 829 | 8，169 |
| 計 | 66，486 | $\triangle 46,670$ | 19，816 |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．交通安全対策特別交付 金 | $\triangle 1,736$ | 交通安全対策特別交付金 | $\triangle 1,736$ |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．総務管理費補助金 | $\triangle 2,539$ | 市町振興支援交付金 | $\triangle 2,539$ |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．土地売払収入 | $\triangle 50,499$ | 土地売払収入 | $\triangle 50,499$ |
| 1．物品売払収入 | 3， 829 | 不用物品売払収入 | 3，829 |

（款）20．繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 1．財 政 調 整 基 金 繰 入 金 | 405,783 | $\triangle 347,215$ | 58,568 |
| $13 . ~$ 地 域 振 興 基 金 繰 入 金 | 462,592 | 2,838 | 465,430 |
| 16．公共施設整備基金繰入金 | 182,900 | $\triangle 3,700$ | 179,200 |
| 計 | $1,205,049$ | $\triangle 348,077$ | 856,972 |

（項）5．雑入

（款）23．市債
（項）1．市債


## 一般会計

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．財政調整基金繰入金 | $\triangle 347,215$ | 財政調整基金繰入金 | $\triangle 347,215$ |
| 1．地域振興基金繰入金 | 2，838 | 地域振興基金繰入金 | 2，838 |
| 1．公共施設整備基金繰入 <br> 金 | $\triangle 3,700$ | 公共施設整備基金繰入金 | $\triangle 3,700$ |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 | 分 | 金 額 |  |  |
| 3．雑 | 入 | 33， 919 | 兵庫県市町村振興協会市町交付金 | 33， 919 |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．総 務 管 理 債 | $\triangle 22,400$ | バス交通対策事業債 <br> イナカー <br> 庁舎整備事業債 <br> 出石庁舍 <br> コミュニティセンター整備事業債 <br> 清滝地区コミュニティセンター <br> 子育て支援総合拠点等整備事業債 | $\begin{array}{r} \triangle 100 \\ \triangle 100 \\ \triangle 5,100 \\ \triangle 5,100 \\ \triangle 100 \\ \triangle 100 \\ \triangle 17,100 \end{array}$ |
| 2．清 掃 債 | $\triangle 3,500$ | 清掃施設整備事業債北但ごみ处理施設 | $\begin{aligned} & \triangle 3,500 \\ & \triangle 3,500 \end{aligned}$ |
| 1．農 業 債 | $\triangle 700$ | 土地改良事業債 <br> 下鶴井地区内町地区基幹農道長寿命化事業農道橋耐震化事業 | $\begin{aligned} & \triangle 700 \\ & \triangle 100 \\ & \triangle 100 \\ & \triangle 400 \\ & \triangle 100 \end{aligned}$ |
| 2．林 業 債 | $\triangle 100$ | 林道整備事業債 シシブシ線 | $\begin{aligned} & \triangle 100 \\ & \triangle 100 \end{aligned}$ |
| 1．土 木 管 理 債 | $\triangle 500$ | 内水処理施設整備事業債排水ポンプ施設土木管理事業債江原樋門鶴岡樋管 | $\begin{array}{r} \triangle 100 \\ \triangle 100 \\ \triangle 400 \\ 200 \\ \triangle 600 \end{array}$ |

（款）23．市債


一般会計

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 2．道路橋りよう債 | $\triangle 11,400$ | 道路整備事業債 <br> 池上日吉線 <br> 大規模舗装修繕事業 <br> 道路防災事業 <br> 風早線 <br> 側溝整備事業 <br> 橋りょう整備事業債栃江橋 <br> 橋りょう長寿命化事業消雪装置整備事業債 | $\begin{array}{r} \triangle 11,500 \\ \triangle 300 \\ \triangle 5,000 \\ \triangle 400 \\ \triangle 100 \\ \triangle 5,700 \\ 1,400 \\ \triangle 100 \\ 1,500 \\ \triangle 1,300 \end{array}$ |
| 3．河 川 債 | $\triangle 700$ | 河川改良事業債 <br> 河川浚渫事業 <br> 普通河川整備事業 | $\begin{aligned} & \triangle 700 \\ & \triangle 100 \\ & \triangle 600 \end{aligned}$ |
| 1．消 防 債 | $\triangle 13,200$ | 消防防災施設整備事業債消火栓消防団施設救命機器 | $\begin{array}{r} \triangle 13,200 \\ \triangle 1,800 \\ \triangle 11,300 \\ \triangle 100 \end{array}$ |
| 1．教 育 総 務 債 | $\triangle 2,800$ | 認定こども園整備事業債 <br> （仮称）蓼川認定こども園 | $\begin{aligned} & \triangle 2,800 \\ & \triangle 2,800 \end{aligned}$ |
| 5．社 会 教 育 債 | $\triangle 100$ | 新文化会館整備事業債 | $\triangle 100$ |
| 6．保 健 体 育 債 | $\triangle 500$ | 保健体育施設整備事業債豊岡総合体育館出石海洋センター五荘小学校夜間照明 | $\begin{aligned} & \triangle 500 \\ & \triangle 100 \\ & \triangle 200 \\ & \triangle 200 \end{aligned}$ |
| 1．過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別 事 業 分 ） | $\triangle 700$ | 過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別事業分） | $\triangle 700$ |
|  |  |  |  |

## 3．歳

（款）2．総務費
（項）1．総務管理費

（款）3．民生費
（項）1．社会福祉費

（款）3．民生費
（項）3．児童福祉費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の財源内訳 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 定 財 源 |  |  | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 1．児童福祉紛務費 | 1，786， 369 | 0 | 1，786， 369 |  |  | $\triangle 2,000$ | 2，000 |
| 計 | 5，670， 015 | 0 | 5，670， 015 |  |  | $\triangle 2,000$ | 2，000 |


| 節 |  |  |  |  | 説 明 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 | 分 |  |  |  |  |  |
| 24．積 | 立 | 金 |  | 464， 720 | 基金管理費【財政課•農林水産課・こども育成課】 <br> 財政調整基金積立金市債管理基金積立金森林環境基金積立金 | $\begin{array}{r} 464,720 \\ 450,000 \\ 14,520 \\ 200 \end{array}$ |
|  |  |  |  |  | 財源更正 |  |
|  |  |  |  |  | 財源更正 |  |
|  |  |  |  |  | 財源更正 |  |
|  |  |  |  |  | 財源更正 |  |
|  |  |  |  |  | 財源更正 |  |
|  |  |  |  |  | 財源更正 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（単位 千円）

（単位 千円）

（款）4．衛生費
（項）2．清掃費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 2．塵 芥 処 理 費 | 501， 072 | 0 | 501， 072 |  | $\triangle 3,500$ |  | 3，500 |
| 計 | 564， 678 | 0 | 564， 678 |  | $\triangle 3,500$ |  | 3，500 |

（款）6．農林水産業費

| 目 |  |  | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |  | 正 額 の | 財 源 内 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 5．農 | 地 | 費 | 672， 091 | 0 | 672， 091 |  | $\triangle 700$ |  | 700 |
|  |  |  | 1，797， 378 | 0 | 1，797， 378 |  | $\triangle 700$ |  | 700 |

（項）2．林業費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 2．林 業振興費 | 183， 362 | 0 | 183， 362 |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
| 計 | 226， 802 | 0 | 226， 802 |  | $\triangle 100$ |  | 100 |

（款）7．商工費
（項）1．商工費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 定 財 源 |  |  | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 2．商工振興費 | 2，388， 951 | 0 | 2，388， 951 | 12，064 |  |  | $\triangle 12,064$ |
| 計 | 2，893， 250 | 0 | 2，893， 250 | 12，064 |  |  | $\triangle 12,064$ |


| 節 |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 区 分 | 金 額 |  | 説 |
|  |  |  |  |
|  |  | 則源更正 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 区 分 | 金 額 |  | 説 |
|  |  |  | 財源更正 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 区 分 | 金 額 |  | 説 |
|  |  |  | 財源更正 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 分 | 金 額 |  | 説 |
|  |  |  | 明 |
|  |  | 財源更正 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（款）8．土木費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 3．内 水 処 理 費 | 446， 350 | 0 | 446， 350 |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
| 4．排水機桶門管理費 | 99，298 | 0 | 99， 298 |  | $\triangle 400$ |  | 400 |
| 計 | 855， 802 | 0 | 855， 802 |  | $\triangle 500$ |  | 500 |

（項）2．道路橋りょう費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 2．道 路 維 持 費 | 378， 558 | 0 | 378， 558 |  | $\triangle 11,100$ |  | 11，100 |
| 3．道路新設改良費 | 144， 809 | 0 | 144， 809 |  | $\triangle 400$ |  | 400 |
| 4．雪 害 対 策 費 | 587， 992 | 0 | 587， 992 | 132， 310 | $\triangle 1,300$ |  | $\triangle 131,010$ |
| 5．橋りよう維持費 | 274， 877 | 0 | 274， 877 |  | 1，500 |  | $\triangle 1,500$ |
| 6．橋りょう新設改良費 | 169， 904 | 0 | 169， 904 |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
| 計 | 1，752， 540 | 0 | 1，752， 540 | 132， 310 | $\triangle 11,400$ |  | $\triangle 120,910$ |

（款）8．土木費
（項）3．河川費


| 節 |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
| 区 分 | 金 額 |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 |
| :--- | :--- | :--- |
| 区 分 | 金 額 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  | 財源更正 |
|  |  | 財源更正 |
|  |  | 財源更正 |
|  |  | 則源更正 |
|  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 区 分 | 金 額 |  | 説 |
|  |  |  | 明 |
|  |  | 財源更正 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（款）9．消防費
（項）1．消防費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 2．非 常備消防 費 | 381， 675 | 0 | 381， 675 |  | $\triangle 11,300$ |  | 11，300 |
| 3．消 防 施 設 費 | 113， 908 | 0 | 113， 908 |  | $\triangle 1,900$ |  | 1，900 |
| 計 | 1，579， 769 | 0 | 1，579， 769 |  | $\triangle 13,200$ |  | 13，200 |

（款）10．教育費
（項）1．教育総務費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 |  |
| 9．認定こども園費 | 219， 729 | 0 | 219， 729 |  | $\triangle 2,900$ |  | 2，900 |
| 計 | 942， 966 | 0 | 942， 966 |  | $\triangle 2,900$ |  | 2，900 |

（款）10．教育費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 3．小学校施設整備費 | 18，820 | 0 | 18， 820 |  |  | $\triangle 200$ | 200 |
| 計 | 664， 365 | 0 | 664，365 |  |  | $\triangle 200$ | 200 |

（款）10．教育費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 |  |
| 15．新文化会館整備費 | 154， 620 | 0 | 154， 620 |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
| 計 | 894， 672 | 0 | 894，672 |  | $\triangle 100$ |  | 100 |


| 節 |  | 説 |
| :--- | :--- | :--- |
| 区 分 | 金 額 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  | 則源更正 |
|  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
|  |  |  | 財源更正 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 区 分 | 金 額 |  | 説 |
|  |  |  | 明 |
|  |  | 財源更正 |  |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 区 分 | 金 額 |  | 説 |
|  |  |  |  |
|  |  | 財源更正 |  |
|  |  |  |  |

（款）10．教育費
（項）6．保健体育費

（款）12．公債費
（項）1．公債費


| 節 |  |  |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 | 分 |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 財源更正 |  |
|  |  |  |  | 財源更正 |  |
|  |  |  |  | 財源更正 |  |

（単位 千円）


地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位 千円）

| 増 減 見 | 込み |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 見 込 額 | 当該年度中 | 当 該 年 度 | 末 現 在 | 高 見 込 額 |
| 補正後の額 |  | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 |
| 2，970， 900 | 4，553， 809 | 28，623， 518 | $\triangle 55,900$ | 28，567， 618 |
| 241， 400 | 689， 160 | 3，959， 718 | $\triangle 22,400$ | 3，937， 318 |
| 97， 500 | 680， 40 | 4，706， 231 | $\triangle 3,500$ | 4，702， 731 |
| 183， 200 | 105， 596 | 1，096， 494 | $\triangle 800$ | 1，095， 694 |
| 1，533， 200 | 967， 898 | 7，588， 805 | $\triangle 12,600$ | 7，576， 205 |
| 204， 300 | 635， 477 | 3，174， 009 | $\triangle 13,200$ | 3，160， 809 |
| 595， 000 | 1，157， 848 | 6，770， 221 | $\triangle 3,400$ | 6，766， 821 |
| 482， 800 | 1，552， 241 | 14，683， 095 | $\triangle 700$ | 14，682， 395 |
| 137， 600 | 144，668 | 409， 068 | $\triangle 700$ | 408， 368 |
| 3，453， 700 | 6，154， 946 | 43，544， 889 | $\triangle 56,600$ | 43，488， 289 |

## 歳入補正予算総括表



| 主な 内 容 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 地方揮発油譲与税森林環境譲与税 | $\begin{array}{r} 5,460 \\ \triangle \quad 2,390 \\ \hline \end{array}$ | 自動車重量譲与税航空機燃料譲与税 | $\begin{array}{r} \hline \triangle 18,457 \\ 380 \\ \hline \end{array}$ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 地方特例交付金 | 11，293 |  | $\triangle 3,716$ |
| 特別交付税 | 676， 921 |  |  |
|  |  |  |  |
| 防災•安全交付金 | 19，310 | 臨時道路除雪事業費 | 113， 000 |
| 地方創生臨時交付金 | 12，064 |  |  |
| 市町振興支援交付金 | $\triangle 2,539$ |  |  |
| 土地売払収入 | $\triangle 50,499$ | 不用物品売払収入 | 3， 829 |
| 財政調整基金 | $\triangle 347,215$ | 地域振興基金 | 2， 838 |
| 公共施設整備基金 | $\triangle 3,700$ |  |  |
| 兵庫県市町村振興協会市町交付金 | 33， 919 |  |  |
| バス交通対策事業債 | $\triangle 100$ | 庁舎整備事業債 | $\triangle 5,100$ |
| コミュニティセンター整備事業債 | $\triangle 100$ | 子育て支援総合拠点等整備事業債 | $\triangle 17,100$ |
| 清掃施設整備事業債 | $\triangle 3,500$ | 土地改良事業債 | $\triangle 700$ |
| 林道整備事業債 | $\triangle 100$ | 内水処理施設整備事業債 | $\triangle 100$ |
| 土木管理事業債 | $\triangle 400$ | 道路整備事業債 | $\triangle 11,500$ |
| 橋りよう整備事業債 | 1，400 | 消雪装置整備事業債 | $\triangle 1,300$ |
| 河川改良事業債 | $\triangle 700$ | 消防防災施設整備事業債 | $\triangle 13,200$ |
| 認定こども園整備事業債 | $\triangle 2,800$ | 新文化会館整備事業債 | $\triangle 100$ |
| 保健体育施設整備事業債 | $\triangle 500$ |  | $\triangle 700$ |

## 歳出補正予算総括表


（単位 千円）

|  | 主 な 内 容 |  |  |
| :--- | ---: | :--- | :--- |
| 基金管理費 | 464,720 |  |  |
| 市債利子 | $\triangle 225$ | 一時借入金利子 | $\triangle 3,000$ |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 番号 | 節 別 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 22 | 償還金，利子及び割引料 | 6，921， 935 | $\triangle 3,225$ | 6，918， 710 |
| 24 | 積 立 金 | 1，590， 756 | 464， 720 | 2，055， 476 |
| 歳 出 合 計 |  | 51，297， 927 | 461， 495 | 51，759，422 |

## 歳出性質別補正予算

（単位 千円）

| 番号 | 性 質 別 |  |  |  |  |  | 補正前の額 |  | 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | 公 |  | 債 |  |  | 費 | 6，345， 867 |  | $\triangle 3,225$ | 6，342， 642 |
| （1） | 元 | 利 | 償 | 還 |  | 費 | 6，342， 867 |  | $\triangle 225$ | 6，342， 642 |
| （1） | 利 |  |  |  |  | 子 | 187， 921 |  | $\triangle 225$ | 187， 696 |
| （2） |  | 時 借 | 入 | 金 | 利 |  | 3， 000 |  | $\triangle 3,000$ | 0 |
| 10 | 積 |  | 立 |  |  | 金 | 1，590， 756 |  | 464， 720 | 2，055， 476 |
| 歳 出 合 計 |  |  |  |  |  |  | 51，297， 927 |  | 461， 495 | 51，759， 422 |

＜普通建設事業＞
（単位：千円）

| 事 業 名 |  | 予算額 | 定 財 |  | 材 | 一般財源 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 総 務 費 | 土 地 管 理 費 |  |  |  |  | $\triangle 5,700$ | 5，700 |
|  | バス 交 通 対 策 事 業 費 |  |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
|  | 庁 舎 管 理 費（ 出 石） |  |  | $\triangle 5,100$ | 2， 100 | 3， 000 |
|  | コミュニティセンター管理費 |  |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
|  | 子育て支援総合拠点等整備事業費 |  |  | $\triangle 17,100$ | 6， 264 | 10，836 |
| 小 計 |  |  |  | $\triangle 22,400$ | 2， 664 | 19，736 |
| 衛 生 費 | 塵 芥 処 理 事 業 費 |  |  | $\triangle 3,500$ |  | 3，500 |
| 小 計 |  |  |  | $\triangle 3,500$ |  | 3， 500 |
| $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 農林水産 } \\ \text { 業 費 } \end{array}$ | 農 業 用 施 設 管 理 費 |  |  | $\triangle 400$ |  | 400 |
|  | 基 盤 整 備 促 進 事 業 費 |  |  | $\triangle 300$ |  | 300 |
|  | 林 道 管 理 費 |  |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
| 小 計 |  |  |  | $\triangle 800$ |  | 800 |
| 土 木 費 | 内 水 処 理 事 業 費 |  |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
|  | 排 水 機 樋 門 管 理 費 |  |  | $\triangle 400$ |  | 400 |
|  | 道 路 維 持 事 業 費 |  |  | $\triangle 11,100$ |  | 11，100 |
|  | 池上日吉線道路改良事業費 |  |  | $\triangle 300$ |  | 300 |
|  | 風 早 線道路改良事業費 |  |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
|  | 雪 害 対 策 事 業 費 |  |  | $\triangle 1,300$ |  | 1，300 |
|  | 橋りよう長寿命化事業費 |  |  | 1，500 |  | $\triangle 1,500$ |
|  | 栃 江 橋 整 備 事 業 費 |  |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
|  | 河 川 改 良 事 業 費 |  |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
|  | 普 通 河 川 整 備 事 業 費 |  |  | $\triangle 600$ |  | 600 |
| 小 計 |  |  |  | $\triangle 12,600$ |  | 12， 600 |
| 消 防 費 | 非 常 備 消 防 事 業 費 <br> 城崎分署消防設備•施設整備事業費 |  |  | $\triangle 11,300$ |  | 11，300 |
|  |  |  |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
|  | 消 火 栓 管 理 費 |  |  | $\triangle 1,800$ |  | 1，800 |
| 小 計 |  |  |  | $\triangle 13,200$ |  | 13，200 |
| 教 育 費 | 認定こども園整備事業費 |  |  | $\triangle 2,800$ |  | 2，800 |
|  | 新文化会館整備事業費 |  |  | $\triangle 100$ |  | 100 |
|  | 学 校 開 放 事 業 費 |  |  | $\triangle 200$ |  | 200 |
|  | 出石海洋センター管理費 |  |  | $\triangle 200$ |  | 200 |
|  | 豊 岡 総 合 体 育 館 管 理 費 |  |  | $\triangle 100$ | 100 |  |
| 小 計 <br> 合 計 |  |  |  | $\triangle 3,400$ | 100 | 3，300 |
|  |  |  |  | $\triangle 55,900$ | 2， 764 | 53，136 |

（単位：千円）

| 起債の種類 | 事 業 名 | 事業内容 | 予算計上額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \hline \text { 公 共 事 業 等 債 } \\ \text { (充 当率 } 90 \% \text { ) } \end{gathered}$ | 土 地 改 良 事 業 | 農地整備事業費負担金（下鶴井地区） | $\triangle 100$ |
|  | 道 路 整 備 事 業 | 栃江橋整備事業 | $\triangle 100$ |
|  | 橋りよう整備事業 | 橋りよう長寿命化事業 | 3， 300 |
| 小 計 |  |  | 3，100 |
| 防災•減災•国土強靭化緊急対策事業債 （充当率 $100 \%$ ） | 土 地 改 良 事 業 | 農道橋耐震化事業 | $\triangle 100$ |
| 小 計 |  |  | $\triangle 100$ |
| $\begin{gathered} \text { 合 併 特 例 事 業 債 } \\ (\text { 充 当 率 } 95 \% \text { ) } \end{gathered}$ | 子㕕て支援総 合拠点等 整 備 | 子育て支援総合拠点等整備事業 | $\triangle 17,100$ |
|  | 清 掃 施 設 整 備 事 業 | 北但ごみ処理施設整備事業 | $\triangle 3,500$ |
|  | 道 路 整 備 事 業 | 池上日吉線整備 | $\triangle 300$ |
|  | 認定こども園整備事業 | （仮称）蓼川認定こども園整備 | $\triangle 2,800$ |
| 小 計 |  |  | $\triangle 23,700$ |
|  | 消防防災施設整備事業 | 消火栓整備 | $\triangle 1,800$ |
|  |  | 消防団施設整備 | $\triangle 11,300$ |
|  |  | 救命機器整備 | $\triangle 100$ |
| 小 計 |  |  | $\triangle 13,200$ |
| 公共施設等適正管理推進事業債 （充当率 $90 \%$ ） | 庁 舎 整 備 事 業 | 出石庁舎整備事業 | $\triangle 5,100$ |
|  | $\begin{aligned} & \text { コミュニティセンター整備 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | 清滝地区コミュニティセンター整備 | $\triangle 100$ |
|  | 土 地 改 良 事 業 | 基幹農道長寿命化事業 | $\triangle 400$ |
|  | 道 路 整 備 事 業 | 大規模舗装修繕事業 | $\triangle 4,300$ |
|  | 新文化会館整備事業 | 新文化会館整備事業 | $\triangle 100$ |
|  | 保健体育施設整備事業 | 出石海洋センター整備 | $\triangle 200$ |
|  |  | 五荘小学校夜間照明整備 | $\triangle 200$ |
|  |  | 豊岡総合体育館整備 | $\triangle 100$ |
| 小 |  | 計 | $\triangle 10,500$ |

（単位：千円）

| 起債の種類 | 事 業 名 | 事業内容 | 予算計上額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 林 道 整 備 事 業 | シシブシ線整備 | $\triangle 100$ |
|  | 内水処理施設整備事業 | 排水ポンプ施設整備 | $\triangle 100$ |
|  | 土 木 管 理 事 業 | 江原樋門整備 | 200 |
|  |  | 鶴岡樋門整備 | $\triangle 600$ |
|  | 河 川改良事業 | 普通河川整備事業 | $\triangle 600$ |
| 小 計 |  |  | $\triangle 1,200$ |
| 緊急浚渫事業債 （充当率 $100 \%$ ） | 河 川改良事業 | 河川浚渫事業 | $\triangle 100$ |
| 小 計 |  |  | $\triangle 100$ |
| $\begin{aligned} & \text { 辺地対策事業債 } \\ & \text { (充当率 100\% } \end{aligned}$ | 土 地 改 良 事 業 | 農地整備事業（内町地区） | $\triangle 100$ |
|  | 道 路 整 備 事 業 | 道路防災事業 | $\triangle 300$ |
|  |  | 側溝整備事業 | $\triangle 2,800$ |
| 小 計 |  |  | $\triangle 3,200$ |
| $\begin{aligned} & \text { 過疎対策事業債 } \\ & \text { (充当率 } 100 \% \end{aligned}$ | バス交通対策事業 | イナカー整備 | $\triangle 100$ |
|  | 道 路 整 備 事 業 | 大規模舖装修繕事業 | $\triangle 700$ |
|  |  | 道路防㷋事業 | $\triangle 100$ |
|  |  | 風早線整備事業 | $\triangle 100$ |
|  |  | 側溝整備事業 | $\triangle 2,900$ |
|  | 橋りよう整備事業 | 橋りよう長寿命化事業 | $\triangle 1,800$ |
|  | 消雪装置整備事業 | 消雪装置整備事業 | $\triangle 1,300$ |
| 小 計 |  |  | $\triangle 7,000$ |
|  |  |  | $\triangle 700$ |
|  |  | 計 | $\triangle 700$ |
| 合 |  | 計 | $\triangle 56,600$ |

専決第7号

令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度豊岡市の一般会計補正予算（第1号）は，次に定めるところ による。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519，970千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47，689， 970 千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 4 月 12 日専決

豊岡市長 関 貫 久仁 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入
（単位 千円）


| 款 |  |  | 項 |  |  | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 3．民 | 生 | 費 |  |  |  | 14，084， 323 | 399， 970 | 14，484， 293 |
|  |  |  | 1．社 | 福 |  | 4，242， 051 | 274， 583 | 4，516， 634 |
|  |  |  | 3．児 | 福 |  | 5，378， 431 | 125， 387 | 5，503， 818 |
| 7．商 | 工 | 費 |  |  |  | 1，119， 419 | 120， 000 | 1，239， 419 |
|  |  |  | 1．商 | 工 | 費 | 1，119， 419 | 120， 000 | 1，239， 419 |
| 歳 |  | 出 | 合 | 計 |  | 47，170， 000 | 519， 970 | 47，689， 970 |

令和 5 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計補正予算（第1号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1．総 括
（歳 入）
（単位 千円）

| 款 |  |  |  |  | 補正前の額 |  | 正 | 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 16．国 | 庫 |  |  | 金 | 4，904， 659 |  |  | 519， 970 | 5，424， 629 |
| 歳 | 入 | 合 | 計 |  | 47，170， 000 |  |  | 519， 970 | 47，689， 970 |

（歳 出）



2．歳 入
（款）16．国庫支出金
（項）2．国庫補助金

| 目 |  | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | ---: | ---: | ---: |
| 2．民生費国庫補助金 | $1,368,956$ | 91,695 | $1,460,651$ |  |
| 21. 地方創生臨時交付金 | 0 | 428,275 | 428,275 |  |
| 計 | $2,087,924$ | 519,970 | $2,607,894$ |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 3．児童福祉費補助金 | 91，695 | 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 | 91，695 |
| 1．地方創生臨時交付金 | 428， 275 | 地方創生臨時交付金 | 428， 275 |

（款）3．民生費
（項）1．社会福祉費

（款）3．民生費
（項）3．児童福祉費


| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 10．需 用 費 | 759 | 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費 【社 |  |
| 11．役 務 費 | 3， 649 | 消耗品費 | 165 |
| 12．委 託 料 | 12，153 | 修繕料 | 198 |
| 13．使用料及び賃借料 | 22 |  | 2， 703 |
|  |  | 業務委託料 | 12，153 |
| 18．負担金，補助及び交 | 258， 000 | システム改修業務給付金支給業務 |  |
|  |  | 用品借上料 | 22 |
|  |  | 交付金 号 | 258， 000 |
|  |  | 価格高騰緊急支援給付金 | 258， 000 |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

（款）7．商工費
（項）1．商工費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 2．商 工 振 興 費 | 739， 225 | 120， 000 | 859， 225 | 120， 000 |  |  |  |
| 計 | 1，119， 419 | 120， 000 | 1，239， 419 | 120， 000 |  |  |  |

（単位 千円）


専決第8号

令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度豊岡市の一般会計補正予算（第2号）は，次に定めるところ による。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206，800千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ $47,896,770$ 千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 8 日専決

豊岡市長 関 貫 久仁 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入
（単位 千円）


| 款 |  |  | 項 |  |  | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2．総 | 務 |  |  |  |  | 6，802， 588 | 204， 700 | 7，007， 288 |
|  |  |  | 1．総 | 管 |  | 6，134， 881 | 204， 700 | 6，339， 581 |
| 7．商 | 工 | 費 |  |  |  | 1，239， 419 | 2， 100 | 1，241， 519 |
|  |  |  | 1．商 | 工 | 費 | 1，239， 419 | 2， 100 | 1，241，519 |
| 歳 |  | 出 | 合 | 計 |  | 47，689， 970 | 206， 800 | 47，896， 770 |

令和 5 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計補正予算（第2号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1．総 括
（歳 入）
（単位 千円）

（歳 出）



2．歳 入
（款）16．国庫支出金
（項）2．国庫補助金

| 目 | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 21．地 方 創 生 臨 時 交 付 金 | 428,275 | 150,584 | 578,859 |
| 計 | $2,607,894$ | 150,584 | $2,758,478$ |

（款）20．繰入金
（項）2．基金繰入金

| 目 | 補 正 前 の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 1．財 政 調 整 基 金 繰 入金 | $1,589,030$ | 56,216 | $1,645,246$ |
| 計 | $2,517,303$ | 56,216 | $2,573,519$ |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | ---: | :--- | :--- |
| 区 | 分 |  | 額 |

（単位 千円）

| 節 |  |  | 説 |
| :---: | ---: | :--- | :--- |
| 区 | 分 | 金 |  |

（款）2．総務費
（項）1．総務管理費

（款）7．商工費
（項）1．商工費


（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．報 酬 | 1，460 | 人件費 <br> 会計年度任用職員報酬 パートタイム職員 <br> 通勤手当 <br> 時間外勤務手当 <br> 期末手当 <br> 共済組合負担金 <br> 健保，厚生年金保険料 | 2， 100 |
| 3．職 員 手 当 等 | 350 |  | 1， 460 |
| 4．共 済 費 | 290 |  | 42 |
|  |  |  | 228 |
|  |  |  | 116 |
|  |  |  | 174 |
|  |  |  |  |

報告第 3 号

令和 4 年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第146条第 2 項の規定により，別紙のとお り報告する。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和4年度 豊岡市繰越明許費繰越計算書
（一般会計）

| 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2．総 務 費 | 1．総務管理費 | コウノトリ野生復帰推進事業 | 4，759，000 |
|  |  | 行 政 情 報 化 推 進 事 業 | 40，126，000 |
|  |  | D X 推 進 事 業 | 1，100，000 |
| 3．民生 費 | 3．児童福祉費 | 保 育 所 管 理 費 | 672，000 |
| 4．衛 生 費 | 1．保健衛生費 | 母 子 保 健 事 業 | 75，603，000 |
|  |  | 予 防 接 種 事 業 | 175，000，000 |
| 6．農林水産業費 | 1．農 業 費 | 農 業 振 興 事 業 | 23，305，000 |
|  |  | 農 業 用 施 設 管 理 費 | 43，130，000 |
|  |  | 基 盤 整 備 促 進 事 業 | 132，480，000 |
|  |  | 地 籍 調 査 事 業 | 6，820，000 |
|  | 3．水 産 業 費 | 並 型 魚 礁 設 置 事 業 | 30，000，000 |
| 7．商 工 費 | 1．商 工 費 | 商工振 興 事 業 | 124，000，000 |
|  |  | 産 業 用 地 整 備 事 業 | 1，606，000 |
|  |  | 道の駅「神 鍋 高 原」整備 事 業 | 2，000，000 |
| 8．土 木 費 | 1．土木管理費 | 内 水 処 理 事 業 | 320，314，000 |
|  | 2．道路橋りよう費 | 道 路 維 持 事 業 | 81，693，000 |
|  |  | 風 早 線 道 路 改 良 事 業 | 17，000，000 |
|  |  | 片鍋一日市線道路改良事業 | 23，000，000 |
|  |  | 藤 井 中 森 線 道 路改良事業 | 7，000，000 |
|  |  | 雪 害 対 策 事 業 | 11，847，000 |
|  |  | 橋りょう長寿命化事業 | 134，865，000 |
|  |  | 栃 江 橋 整 備 事 業 | 24，775，000 |
|  |  | 上 野 橋 整 備 事 業 | 95，804，000 |
|  |  | 交通安全施設整備事業 | 33，000，000 |

（単位：円）

| 翌 年 度繰 越 額 | 左 | の | 財 源 | 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 既 収 入 | 未 収 | 特 定 | 財 源 | 般 財 源 |
|  | 特 定 財 源 | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | 一般 財 源 |
| 4，759，000 | 4，700，000 | 0 | 0 | 0 | 59，000 |
| 40，126，000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40，126，000 |
| 1，100，000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1，100，000 |
| 671，000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 671，000 |
| 51，303，000 | 0 | 42，752，000 | 0 | 0 | 8，551，000 |
| 175，000，000 | 0 | 174，940，000 | 0 | 60，000 | 0 |
| 22，043，000 | 0 | 22，043，000 | 0 | 0 | 0 |
| 43，130，000 | 0 | 27，603，200 | 13，900，000 | 0 | 1，626，800 |
| 132，479，000 | 0 | 132，478，722 | 0 | 0 | 278 |
| 6，820，000 | 0 | 5，115，000 | 0 | 0 | 1，705，000 |
| 30，000，000 | 0 | 25，000，000 | 0 | 0 | 5，000，000 |
| 124，000，000 | 0 | 16，000，000 | 0 | 0 | 108，000，000 |
| 1，606，000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1，606，000 |
| 2，000，000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2，000，000 |
| 134，447，000 | 0 | 0 | 132，600，000 | 0 | 1，847，000 |
| 79，010，000 | 0 | 15，494，138 | 34，300，000 | 0 | 29，215，862 |
| 15，862，000 | 0 | 0 | 15，800，000 | 0 | 62，000 |
| 23，000，000 | 0 | 11，054，000 | 9，000，000 | 0 | 2，946，000 |
| 7，000，000 | 0 | 0 | 7，000，000 | 0 | 0 |
| 11，847，000 | 0 | 4，700，000 | 4，100，000 | 0 | 3，047，000 |
| 131，782，000 | 0 | 46，695，568 | 76，200，000 | 0 | 8，886，432 |
| 24，773，000 | 0 | 13，481，563 | 8，800，000 | 0 | 2，491，437 |
| 88，557，000 | 0 | 44，826，485 | 29，500，000 | 0 | 14，230，515 |
| 33，000，000 | 0 | 10，560，000 | 0 | 0 | 22，440，000 |


| 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{rlrl} \text { 8. } & \text { 土 } & \text { 費 } \\ \text { ( } & \text { づ } \end{array}$ | 3．河 川 費 | 河 川 改 良 事 業 | 22，350，000 |
|  |  | 普 通 河 川 整 備 事 業 | 19，840，000 |
|  | 5．都市計画費 | 都 市 景 観 形 成 事 業 | 375，000 |
|  |  | 公 園 施 設 長寿命化事業 | 30，000，000 |
| 9．消 防 費 | 1．消 防 費 | 消 火 栓 管 理 費 | 9，000，000 |
| 10．教 育 費 | 6．保健体育費 | 豊 岡 総 合 体 育 館 管 理 費 | 91，900，000 |
|  |  | 計 | 1，583，364，000 |

（国民健康保険事業特別会計（直診勘定））

| 款 | 項 | 事 | 業 | 名 |  | 金 | 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1．総 務 費 | 1．総務管理費 | 般 | 管 | 理 | 費 |  | 6，713，000 |
| 計 |  |  |  |  |  | 6，713，000 |  |

（太陽光発電事業特別会計）


| 翌 年 度繰 越 額 | 左 | の | 財 源 | 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 既 収 入 | 末 収 | 人 特 定 | 財 源 | 般 財 源 |
|  | 特 定 財 源 | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | 般則 源 |
| 21，670，000 | 0 | 0 | 20，600，000 | 0 | 1，070，000 |
| 13，705，000 | 0 | 0 | 13，200，000 | 0 | 505，000 |
| 375，000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 375，000 |
| 30，000，000 | 0 | 15，000，000 | 15，000，000 | 0 | 0 |
| 9，000，000 | 0 | 0 | 9，000，000 | 0 | 0 |
| 91，900，000 | 4，000，000 | 0 | 87，900，000 | 0 | 0 |
| 1，350，965，000 | 8，700，000 | 607，743，676 | 476，900，000 | 60，000 | 257，561，324 |



| 翌 年 度 <br> 繰 越 額 | 左 の |  | 源 内 |  | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 既 収 入特 定 財 源 | 未 収 | 人 特 定 | 財 源 | 般 財 |
|  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 | 般財 源 |
| 12，789，000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12，789，000 |
| 12，789，000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12，789，000 |

令和 5 年 6 月 2 日 提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

報告第4号

令和 4 年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により，別紙のとおり予算の繰越しをしたから，同条第3項の規定により，報告する。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎
令和 4 年 度 豊 岡 市 水 道 事 業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

|  |  |  |  |  |  | 左 | の 財 | 源 | 訳 |  | 翌年度蝺越頝 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 款 | 項 | 事 業 名 | 計 予 筧 | 文払義務発 生 額 | 橾 越 額 | 企 業 債 | 他 会 計 負 担 金 | $\begin{gathered} \text { 工負 担 事金 } \end{gathered}$ | その 他 | 用額 |  | 説 明 |
| 第 1 款資本的支出 | 第 1 項建設改良費 | 配水施設整備事業 <br> 給配水管布設替等 <br> 施設整備 | 成 | $\begin{array}{r} \text { 円 } \\ 26,300,000 \\ 26,300,000 \\ 0 \end{array}$ | $\begin{array}{r} \text { 円 } \\ \hline 219,700,000 \\ 82,320,000 \\ 137,380,000 \end{array}$ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  | 56，000，000 | 7，660，000 | 0 | 156，040，000 | 0 | 0 |  |
|  |  |  |  |  |  | 21，100，000 | 7，660，000 | 0 | 53，560，000 | 0 | 0 |  |
|  |  |  |  |  |  | 34，900，000 | 0 | 0 | 102，480，000 | 0 | 0 |  |
|  |  | 計 | 246，000，000 | 26，300，000 | 219，700，000 | 56，000，000 | 7，660，000 | 0 | 156，040，000 | 0 | 0 |  |

報告第5号

令和 4 年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により，別紙のとおり予算の繰越しをしたから，同条第3項の規定により，報告する。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

稘

出
伹
寝
肺
擐
关
$k$
H
地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額


## 第63号議案

豊岡市辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により，豊岡市辺地総合整備計画の変更について，議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久仁郎
（理由）
辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。

# 豊岡市辺地総合整備計画 （案） 

2023年度

2023年6月

## 兵庫県豊岡市

## 豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町藤井辺地
（辺地の人口 162 人 面積 $0.9 \mathrm{k} \mathrm{m}^{2}$ ）

1 辺地の概況
（1）辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町藤井
（2）地域の中心の位置豊岡市日高町藤井字中森 221－1
（3）辺地度点数
103 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情
本路線は，主要地方道日高竹野線と藤井地区を結ぶ道路であるが，幅員が狭小であ り緊急車両の進入も困難な状況である。北近畿豊岡自動車道日高北インター関連で整備される代替道路と一体的に整備することにより，周辺住民の安心と利便性を確保す ることができる。

3 公共的施設の整備計画

$$
\text { 令和 } 4 \text { 年度加ら } 4 \text { 年間 }
$$

| 事業 <br> 施設名 <br> 主体名 |  | 事 業 費 | 財 源 | 訳 | 一般財源のう <br> ち辺地対策事業債の予定額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 特定財源 | 一般財源 |  |
| 市道藤井中森線 | 豊岡市 |  | 71，600 | 25，725 | 45， 875 | 45，700 |
| 合 | 計 | 71，600 | 25，725 | 45，875 | 45，700 |



豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町観音寺辺地
（辺地の人口 221 人 面積 $8.8 \mathrm{k} \mathrm{m}^{2}$ ）

1 辺地の概況
（1）辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町観音寺
（2）地域の中心の位置
豊岡市日高町観音寺字中筋 678－1
（3）辺地度点数
112 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情
【市道栗山妙見線】
本路線の事業計画区間は，一級河川観音寺川に沿つて通る，床版によって拡幅さ れた道路であるが，床版のコンクリート部材の老朽化が激しく，特に荷重を支える ための梁•柱部の損傷が激しい。構造上，梁•柱部の損傷がこれ以上進行した場合 には，通過車両の事故につながる恐れがあるため，早期の補修工事が必要である。

【観音寺旧橋（市道観音寺味噌谷線）】
本橋梁は，一級河川観音寺川に架かり，集落と対岸の市道とを結ぶ 2 径間単純木橋であるが，床版に腐食が生じている。地域住民の利便性及び通行の安全性を確保 するため，橋梁の補修を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

$$
\text { 令和 } 4 \text { 年度から } 4 \text { 年間 }
$$




## 豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町田ノ口辺地 （辺地の人口 75 人 面積 $2.3 \mathrm{~km} \mathrm{~m}^{2}$ ）

1 辺地の概況
（1）辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町田ノ口
（2）地域の中心の位置
豊岡市日高町田ノ口字ナラギ 23
（3）辺地度点数
115 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情
本橋梁は，一級河川田ノ口川に架かり，集落と市街地とを結ぶ単純H形鋼橋である が，主桁の腐食及び支承に機能障害が生じている。地域住民の利便性及び通行の安全性を確保するため，橋梁の補修を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

$$
\text { 令和 } 5 \text { 年度加ら } 2 \text { 年間 }
$$




| 変更計画 | 変更後 |  |  |  |  |  | 変更前 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 日高町藤井 <br> 辺地計画 | 3 公共的施設の整備計画 <br> 令和 4 年度から 4 年間 <br> （単位 千円） |  |  |  |  |  | 3 公共的施設の整備計画 <br> 令和 4 年度から 4 年間 <br> （単位 千円） |  |  |  |  |  |
|  | 施設名 |  | 事業費 | 財 源 | 内 訳 | 一般財 | S施設名 事業 <br> 主体名 <br>   |  | 事業費 | 財 源 | 内 訳 | 一般財 |
|  |  |  | 特定財源 | 一般財源 | ち辺地 <br> 対策事 <br> 業債の <br> 予定額 | 特定財源 |  |  | 一般財源 | ち辺地 <br> 対策事 <br> 業債の <br> 予定額 |
|  | 市道藤井中森線 | 豊岡市 |  | 71，600 | 25，725 | 45，875 | 45，700 | 市道藤井中森線 |  | 豊岡市 | 71，600 | 31，972 | 39，628 | 39， 400 |
|  | 合 |  | 71，600 | 25，725 | 45，875 | 45，700 | 合 | 計 | 71，600 | 31，972 | 39，628 | 39， 400 |




## 第64号議案

## 業務委託契約の締結について

サーバ仮想化基盤等の更新について，下記のとおり業務委託契約を締結する。よ って，豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により，議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

1 契約の目的 サーバ仮想化基盤等の更新

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約の金額 89，870，000円

4 契約の相手方 兵庫県豊岡市日高町国分寺158番地1
株式会社 システムリサーチ
代表取締役 山田 良作
（備考）履行期限 令和5年10月31日

## 第65号議案

## 物件購入契約の締結について

消防団に配備する消防ポンプ自動車等の購入について，下記のとおり物件購入契約を締結する。よって，豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により，議会の議決を求 める。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

## 記

1 契約の目的 消防ポンプ自動車等の購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約の金額
63，690，000円
CD－I型消防ポンプ自動車2台（城崎1台，出石1台）小型動力ポンプ積載車2台（日高2台）

4 契約の相手方 $\begin{aligned} & \text { 鳥取県鳥取市古海 } 356 \text { 番地 } 1 \\ & \\ & \\ & \text { 株式会社 吉谷機械製作所 } \\ & \text { 取締役社長 吉谷 勇一郎 }\end{aligned}$
（備考）納入期限 令和 6 年 3 月 29 日
主な仕様 消防ポンプ自動車：4WD，ポンプ性能A2級
小型動力ポンプ積載車：4WD，電動油圧式昇降装置付

## 第66号議案

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により，下記のとお り市道路線を変更したいので，同条第3項の規定により議会の議決を求め る。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久仁郎

記

| 整理 <br> 番号 | 路 線 名 |  | $\begin{array}{ll} \text { 起 } & \text { 点 } \\ \text { 終 } & \text { 点 } \end{array}$ | $\begin{gathered} \text { 主な } \\ \text { 経過地 } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 豊岡病院線 | 旧 | 豊岡市戸牧字カンノウ894番4 地先豊岡市戸牧字大谷 1029 番 17 |  |
|  |  | 新 | 豊岡市戸牧字大田929番8豊岡市戸牧字大谷 1029 番 17 |  |
| 2 | 九日市荒原線 | 旧 | 豊岡市九日市下町字耕地谷537番 地先豊岡市九日市下町字堀通372番4 地先 |  |
|  |  | 新 | 豊岡市九日市下町字耕地谷 527 番 2 <br> 豊岡市九日市下町字堀通372番4 地先 |  |

（参考）
（単位：m）

| 整理 <br> 番号 | 路線名 | 新旧 <br> の別 | 延長 | 幅員 <br> （最小） | 幅員 <br> （最大） | 主な <br> 経過地 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 豊岡病院線 | 旧 | 832.5 | 8.0 | 16.2 |  |
|  |  | 628.4 | 8.0 | 16.8 |  |  |
| 2 | 九日市荒原線 | 旧 | 911.3 | 2.0 | 53.3 |  |
|  |  | 873.0 | 2.0 | 53.3 |  |  |

## 市道豊岡病院線 路線変更図


$1: 2,000$

## 市道九日市荒原線 路線変更図



## 第67号議案

## 物件購入契約の締結について

除雪トラック 7 t 級（道路維持作業車）の購入について，下記のとおり物件購入契約を締結する。よって，豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により，議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久仁郎

## 記

1 契約の目的 除雪トラック 7 t 級（道路維持作業車）の購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約の金額 $36,410,260$ 円

$$
\text { (除雪トラック } 1 \text { 台 豊岡) }
$$

4 契約の相手方 兵庫県豊岡市弥栄町 1 番 28 号
北但自動車 株式会社
代表取締役 長田 通明
（備考）納入期限 令和6年3月31日
主な仕様 除雪トラック 7 t 級
フロントプラウ
路面整正装置

## 第68号議案

## 物件購入契約の締結について

豊岡消防署城崎分署に配備する高規格救急自動車の購入について，下記のとおり物件購入契約を締結する。よって，豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により，議会 の議決を求める。

## 令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

## 記

1 契約の目的 豊岡消防署城崎分署高規格救急自動車の購入

2 契約の方法 随意契約

3 契 約 の 金 額 20，680，000円

4 契約の相手方 兵庫県神戸市須磨区大池町3丁目1番1号
兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所
特販営業所長 白根 浩司
$\begin{aligned} \text {（備考）納入期限 } & \text { 令和 } 6 \text { 年 } 3 \text { 月 } 28 \text { 日 } \\ \text { 主な仕様 } & \text { 高規格救急自動車 } \\ & \text { 燃 料：ガソリン } \\ & \text { 駆動方式：4 WD } \\ & \text { 乗車定員：7人 } \\ & \text { 主な艤装：防振ベッド，ストレッチャー }\end{aligned}$

## 第69号議案

## 物件購入契約の締結について

小中学校教職員が使用する校務用情報機器の購入について，下記のとおり物件購入契約を締結する。よって，豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により，議会の議決 を求める。

## 令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

## 記

1 契約の目的 小中学校校務用情報機器の購入

2 契約の方法 指名競争入札

3 契 約 の 金 額 $25,410,000$ 円

4 契約の相手方 兵庫県豊岡市日高町国分寺 158 番地 1
株式会社 システムリサーチ
代表取締役 山田 良作
（備考）納入期限 令和5年9月29日
納入場所 豊岡市役所，小中学校 10 校
主な物品 データ保存用NAS 2 台
校務用パソコン 200台

## 第70号議案

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定め る。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久仁郎
（理由）
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止するため。

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年豊岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。
附 則
この条例は，令和5年6月3日から施行する。

豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫作業に従事 する職員の特殊勤務手当の特例を廃止すること。（附則第 3 項，第 4 項関係）

2 附則
この条例は，令和 5 年 6 月 3 日から施行すること。
豊岡市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

| 現行 |  | 改正後（案） |
| :---: | :---: | :---: |
| 附 則 （新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため感染症 | 附 則 |  |
| 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例） |  |  |
| 3 感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は，職員が新型コロ |  |  |
| ナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイル |  |  |
| ス（令和 2 年 1 月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人 |  |  |
| に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であ |  |  |
| るものに限る。次項において同じ。）から市民の生命及び健康を保護 |  |  |
| するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事 |  |  |
| したときに，その者に対して支給する。この場合において，第4条の |  |  |
| 規定は適用しない。 |  |  |
| 4 前項に規定する特殊勤務手当の額は，従事した日 1 日につき，3， 000 |  |  |
| 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身 |  |  |
| 体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他 |  |  |
| 市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては，4， 000 |  |  |
| 円）とする。 |  |  |

## 第71号議案

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎
（理由）
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行並びに地方税法の改正に伴う所要の規定の整備等を行らため。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。
第34条の9第2項中「又は」の右に「当該控除することができなかった金額のう ち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え，「の同項 の」を「の前項の」に，「若しくは市民税に充当し」を「，個人の市民税若しくは森林環境税を納付し，若しくは納入し」に，「に充当する」を「を納付し，若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め，同項を同条第 6 項とし，同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め，同項を同条第 5 項とし，同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め，同項を同条第 4 項とし，同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め，同項を同条第 3 項とし，同条第 1 項の次に次の 1 項 を加える。
2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由し
て提出する場合において，当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定に よる申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には，当該前年の最後に提出した同項の規定に よる申告書）に記載した事項と異動がないときは，給与所得者は，施行規則で定 めるところにより，前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。
第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め，同条第1項中「によって」を「に より」に改め，同条に次の1項を加える。
3 森林環境税は，当該個人の市民税の均等割を賦課し，及び徴収する場合に併せ て賦課し，及び徴収する。
第41条中「及び」を「，個人の」に，「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」 に，「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に，「においては」を「には」に改め，「均等割額」の右に「（これと併せて賦課徴収を行ら森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）」を加え，同条第 2 項中「においては」を「には」に，「によ って」を「により」に改め，同条第3項，第5項及び第6項中「によって」を「に より」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に，「においては」を「には」に改め，

同条第 2 項中「通知によって」を「通知により」に，「第 17 条の 2 の規定によって」 を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして，同条第 3 項，第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし，当該市町村徴収金関係過誤納金により」に，「に充当する」を「を納付し，又は納入すること を委託したものとみなす」に改める。

第47条の 2 第 1 項中「年齢65歳以上の者（」の右に「特別徴収の方法により徴収 することが著しく困難であると認められるものとして」を加え，「においては」を「に は」に改め，「及び均等割額」の右に「（これと併せて賦課徴収を行ら森林環境税額 を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え，「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に，「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め，同項第 2 号中「によって」を「により」に改め，同項第 3 号を削り，同条第 2 項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に，「においては」を「には」に改 め，同条第2項中「方法によって」を「方法により」に，「第 17 条の 2 の規定によっ て」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみな して，同条第 3 項，第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし，当該市町村徴収金関係過誤納金により」に，「に充当する」を「を納付し，又は納入す ることを委託したものとみなす」に改める。
第82条第 1 号エ中「及び」を「，」に改め，「 3 輪のもの」の右に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 15 条の 2 第 4 項中「 100 分の 10 」を「 100 分の 35 」に改める。
附則第 16 条の 2 第 3 項中「 100 分の 10 」を「 100 分の 35 」に改める。
附 則
（施行期日）
1 この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める日から施行する。
（1）第82条第1号工の改正規定及び附則第4項の規定（この条例による改正後の豊岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分を除く。）令和5年7月1日
（2）第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定，同条に 1 項を加える改正規定，第 41 条，第 44 条，第 47 条及び第 47 条の 2 第 1 項の改正規定，同項第 3 号を削る改正規定並びに同条第 2 項及び第 47 条の 6 の改正規定並びに附則第 15 条の 2 第 4 項及び附則第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次項並びに附則第 4 項（新条例附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 5項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
（3）第36条の 3 の 2 の改正規定及び附則第 3 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

## （市民税に関する経過措置）

2 前項第 2 号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定中個人の市民税 に関する部分は，令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和 5 年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。
3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は，令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受ける べき豊岡市市税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」といら。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用 し，同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書に ついては，なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）
4 新条例第 82 条第 1 号工及び附則第 16 条の 2 第 3 項の規定は，令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。
5 新条例附則第 15 条の 2 第 4 項の規定は，附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行 の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し，同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要網

## 1 改正の内容

（1）森林環境税の導入に伴い，その賦課徴収の方法を規定し，個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するなどの所要の規定の整備を行らこと。（第34条の9，第38条，第41条，第44条，第47条，第47条の2，第47条の6関係）
（2）給与所得者の扶養親族等申告書について，前年に申告した事項と異動がない場合は，当該申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書 を提出することができるものとすること。（第36条の3の2関係）
（3）原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率について， 3 輪以上のもの の区分から特定小型原動機付自転車を除外すること。（第82条関係）
（4）軽自動車税の環境性能割及び種別割について，国土交通大臣の認定等の申請 をした者等の不正行為に起因し不足額が発生した場合，当該不足額に加算する割合を $10 \%$ から $35 \%$ に引き上げること。（附則第 15 条の 2 ，第 16 条の 2 関係）
（5）その他所要の規定の整備を行うこと。

2 附則
（1）この条例の規定を区分し，当該区分に応じて施行期日を定めること。（附則第 1 項関係）
（2）個人の市民税及び軽自動車税について，この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。（附則第2項から第5項関係）
豊岡市市税条例新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
| :---: | :---: |
| （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） <br> 第34条の 9 略 <br> 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除す ることができなかった金額があるときは，当該控除することができな かった金額は，令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めると ころにより，同項の納税義務者に対しその控除することができなかっ た金額を還付し，又は $\qquad$第36条の3の2 略当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し の未納に係る徴収金に充当する <br> 3 略 $\qquad$ ，若しくは当該納税義務者 <br> （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） | （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） <br> 第34条の 9 略 <br> 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除す ることができなかった金額があるときは，当該控除することができな かった金額は，令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めると ころにより，同項の納税義務者に対しその控除することができなかっ た金額を還付し，又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税，個人の市民税若 しくは森林環境税を納付し，若しくは納入し，若しくは当該納税義務者 の未納に係る徴収金を納付し，若しくは納入する。 <br> 3 略 <br> （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） <br> 第36条の3の2 略 <br> 2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において，当該申告書に記載すべき事項が その年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途 において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出し た場合には，当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは，給与所得者は，施行規則で定めるとこ ろにより，前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき |


|  | 事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の |
| :---: | :---: |
|  |  |
| $\underline{2}$ 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出し | 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出し |
| 該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には，前項 又は | 該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には，第1項又は |
| 317 条の 3 の 2 第 1 項の給与支払者からその異動を生じた日後最 | 第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最 |
| 給与の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定 | に給与の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところに |
| の内容その他施行 | の異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書 |
| 該給与支払者を経由して，市長に提出しなければならない。 | 払者を経由して，市長に提出しなければならない。 |
| $\underline{3}$ 前2項 の場合において，これらの規定による申告書がその | 4 第1項及び前項の場合において，これらの規定による申告書がその |
| 提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは，その申告書は， その受理された日に市長に提出されたものとみなす。 | 提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは，その申告書は， その受理された日に市長に提出されたものとみなす。 |
| 4 給与所得者は，第 1 項及び第 2 項の規定による申告書の提出の際に | 5 給与所得者は，第 1 項及び第 3 項の規定による申告書の提出の際に |
|  | 支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 |
| の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には，施行規則で定めると | 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には，施行規則で定めると |
| えて，当該給与支払者に対し，当該 | 万により，当該申告書の提出に代えて，当該給与支払者に対し，当該 |
| 書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する | 告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する |
| する方法であって施行規則で定め | 通信の技術を利用する方法であって施行規則で定め |
| 条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）によ | 条第4項及び第53条の99第3項において同じ。）によ |
| り提出することができる | り提出することができ |
| － 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用について | 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用について |
| は，同項中1申告書が」とあるのは1里告書に記載すべき事項を」 | は，同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記 |
| 「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受け | 「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受け |
| たとき」と，「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 （個人の市民税の徴収の方法 ） | たとき」と，「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 （個人の市民税の徴収の方法等） |


| 第38条 個人の市民税は，第44条，第47条の 2 第 1 項，第 47 条の 5 又は第 53 条の 5 の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか，普通徴収の方法によって徵収する。 | 第38条 個人の市民税は，第44条，第47条の 2 第 1 項，第 47 条の 5 又は第 53 条の 5 の規定により 特別徴収の方法による場合を除くほか，普通徴収の方法により 徵収する。 |
| :---: | :---: |
| 2 | 2 |
|  | 3 森林環境税は，当該個人の市民税の均等割を賦課し，及び徴収する場合に併せて賦課し，及び徴収する。 |
| （個人の市民税の納税通知書） | （個人の市民税の納税通知書） |
| 第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は，当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額 | 第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は，当該年度分の個人の市民税額，個人の県民税額及び森林環境税額の合算 |
| ＿（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徵収する場合 にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に | 額（第 47 条第 1 項又は第 47 条の 6 第 1 項の規定により 徴収する場合 にあっては特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額に |
| 相当する税額）を前条第 1 項の納期（第47条第1項又は第47条の6第 1 | 相当する税額）を前条第 1 項の納期（第47条第1項又は第 47 条の 6 第 1 |
| 項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴 | 項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴 |
| 収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額 | 収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額 |
| と | とす |
| （給与所得に係る個人の市民税の特別徴収） | （給与所得に係る個人の市民税の特別徴収） |
| 第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年 | 第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年 |
| 払を受けている者（次に揭げる者のらち特別徴収の方法によって徴収 | 払を受けている者（次に揭げる者のらち特別徴収の方法により＿徴収 |
| することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条に | することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条に |
| おいて「給与所得者」という。）である場合においては，当該納税義務 | おいて「給与所得者」という。）である場合には，，当該納税義務 |
|  | 者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦 |
|  | 収を行ら森林環境税額を含む。次項及び第5 項において同じ。）の |
| 合算額を特別徴収の方法によって徵収する。 | 合算額を特別徴収の方法により 徴収する。 |


| （1）•（2）略 | （1）•（2）略 |
| :---: | :---: |
| 2 前項の納税義務者について，当該納税義務者の前年中の所得に給与 | 2 前項の納税義務者について，当該納税義務者の前年中の所得に給与 |
| 所得以外の所得がある場合においては，当該給与所得以外の所得に係 | 所得以外の所得がある場合には ，，当該給与所得以外の所得に係 |
| る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき | る所得割額を同項の規定により 特別徴収の方法により徴収すべき |
| 給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の | 給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の |
| 方法によって徴収する。ただし，第36条の 2 第 1 項の申告書に給与所得 | 方法により 徴収する。ただし，第36条の 2 第 1 項の申告書に給与所得 |
| 以 | 以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨 |
| の記載があるときは，この限りでない。 | の記載があるときは，この限りでない。 |
| 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所 | 3 前項本文の規定により 給与所得者の給与所得以外の所得に係る所 |
| 得 | 得割額を特別徴収の方法により 徴収することとな |
| 当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又 | 当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又 |
| は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認めら | は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認めら |
| れる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得 | $れ る$ 特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得 |
| に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収すること | に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収すること |
| とされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認めら | とされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認めら |
| れるときは，市長は，当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得 | れるときは，市長は，当該特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得 |
| 以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の | 以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の |
| 全部又は一部を普通徴収の方法により徴収する。 | 全部又は一部を普通徴収の方法により徴収する。 |
| 4 略 | 4 略 |
| 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度 | 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度 |
| の初日の翌日から翌年の 4 月 30 日までの間において異動を生じた場合 | の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合 |
| において，当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支 | において，当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支 |
| 払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払を | 払をする者となった者（所得税法第183条の規定により 給与の支払を |
| する際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この | する際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項に |
| おいて同じ。）を通じて，当該異動に | おいて同じ。）を通じて，当該異動により 従前の給与の支払をする者 |



ないこととなった金額に相当する税額は，特別徴収の方法によって徴
収されないこととなった日以後において到来する第 40 条第 1 項の納期
がある場合においてはそれぞれの納期において，その日以後に到来す
る同項の納期がない場合においては直ちに，普通徴収の方法によって
徴収するものとする。

法第 321 条の 6 第 1 項の通知により 変更された給与所得に係る特
別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について，既に特別徴収義務
者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から
徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給
与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の
未納に係る徴収金があるときは，当該過納又は誤納に係る税額は，法第
17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金と
なし，同条第 3 項，第 6 項及び第 7 項の規定を適用することがを係る徴収金を納付し，又は当該市町村徴収金関係過誤納金によりることを当該納税者の未納に
（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）
$\sim$
法第321条の 6 第 1 項の通知によって変更された給与所得に係る特
別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について，既に特別徴収義務
者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から
徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給
与所得に係る特別徴収税額かない場合を含む。）において当該納税者の
末納に係る徴収金があるときは，当該過納又は誤納に係る税額は，法第
17 条の 2 の規定によって係る徴収金に充当する
（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり，かつ，同日におい て老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をい う。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者 （特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められ るものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には ，当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併 せて賦課徴収を行ら森林環境税額を含む。以下この条及び第 47 条の 5

ハボニ1日 11．821日回｀C て老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をい
う。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者 う。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者
象年金所得者」という。）である場合においては，当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

| の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第 | において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第 |
| :---: | :---: |
| 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においで | 1 項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には |
| 公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5に | 公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5に |
| おいて同じ。）の 2 分の1 に相当する額（以下この節において「年金所 | おいて同じ。）の 2 分の1 に相当する額（以下この節において「年金所 |
| 得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月 | 得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月 |
| 1 日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当 | 1 日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当 |
| 該老齢 | 該 |
| $(1)$ | $(1)$ |
| （2）特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度に | （2）特別徴収の方法により 徴収することとした場合には当該年度に |
| おいて当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められ る者 | おいて当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められ る者 |
| （3）前 2 号に掲げるもの |  |
| が認める者 |  |
| 2 前項の特刮 | 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のらち |
| 当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る | 該特別徴収対象年金所得者の刖年中の公的年金等に係る所得に係る |
| 所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控 | 所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控 |
| 除した額を第40条第1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属 | 除した額を第40条第1項の納期のらち当該年度の初日からその日の属 |
| する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法に | する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法に |
|  | 上 |
|  |  |
| 第47条の6法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第 | 第47条の6法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第 |
| 321 条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規 | 321 条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規 |
| 定により特別徴収の方法によって徴収されないことくな金額に相 | 定により特別徴収の方法により徴収されないこととな金額に相 |
| 当する税額は，その特別徽収の方法によって徵収されないこととなっ | 当する税額は，その特別徴収の方法により徴収されないことくなっ |
| た日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては | た日以後において到来する第40条第 1 項の納期がある場合には |


| そのそれぞれの納期において，その日以後に到来する同項の納期がな い場合においては直ちに，普通徴収の方法によって徴収するものとす る。 | そのそれぞれの納期において，その日以後に到来する同項の納期がな い場合には る。 $\qquad$直ちに，普通徴収の方法に $\qquad$徴収するものとす |
| :---: | :---: |
| 2 法第321条の 7 の 7 第 3 項（法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み | 2 法第321条の 7 の 7 第 3 項（法第321条の 7 の 8 第 3 項において読み |
| 替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税 | 替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税 |
| 額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収 | 額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収 |
| されないこととなった特別徴収対象年金所得者について，既に特別徴 | されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について，既に特別徴 |
| 収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金 | 収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所 |
| 得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべ | 得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべ |
| き年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額 | き年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を |
| 超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に | 超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に |
| 係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対化 | 係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年 |
| 金所得者の未納に係る徴収金があるときは，当該過納又は誤納に係る | 金所得者の未納に係る徴収金があるときは，当該過納又は誤納に係る |
| 税額は，法第17条の 2 の規定によって | 税額は，法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係 |
|  | 過誤納金とみなして，同条第3項，第6項及び第 7 項の規定を適用する |
| 当該特 | ことができるものとし，当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特 |
| 別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する | 別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し，又は納入するこ |
|  |  |
| （種別割の税率） | （種別割の税 |
| 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は， | 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は， |
| 1台について，それぞれ当該各号に定める額とする。 | 1 台について，それぞれ当該各号に定める額とする。 |
| （1）原動機付自 | （1）原動機付 |
| ア～ウ 格 | ア～ウ 略 |
| エ 3 輪以上のもの（車室を備えず，かつ，輪距（ 2 以上の輪距を有 | エ 3 輪以上のもの（車室を備えず，かつ，輪距（ 2 以上の輪距を有 |
| するものにあっては，その輪距のうち最大のもの）が 0.5 メートル | するものにあっては，その輪距のうち最大のもの）が 0.5 メートル |



## 第72号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎
（理由）
地方税法施行令の改正に伴い，国民健康保険税の課税限度額及び減額措置に係る判定所得の基準額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。
第 21 条第 1 項中「20万円」を「22万円」に改め，同項第 2 号中「 28 万 5,000 円」を「29万円」に改め，同項第 3 号中「 52 万円」を「 53 万 5,000 円」に改める。

第21条の 2 中「第 22 条の 2 」を「第 22 条の 2 第 1 項」に改める。
第22条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」 に改める。

附則第 4 項中「第 21 条第 1 項」を「第 21 条」に，「同項」を「同条第 1 項」に改め る。

附則第5項，第6項，第8項から第11項まで，第14項及び第15項中「第21条第1項の」を「第21条の」に改める。

附 則
（施行期日）
1 この条例は，公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は，令和 5 年度以後 の年度分の国民健康保険税について適用し，令和 4 年度分までの国民健康保険税 については，なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の内容

（1）後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円に引き上げること。（第 2 条関係）
（2）国民健康保険税の減額措置に係る判定所得の基準額について， 5 割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を 29 万円に， 2 割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗ずべき金額を53万 5，000円に引き上げること。（第21条関係）
（3）特例対象被保険者等に係る申告書の提出に当たり，雇用保険受給資格通知の提示により特例対象被保険者等であることの事実を確認することができるよう にすること。（第22条の 2 関係）
（4）その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則
（1）この条例は，公布の日から施行すること。（附則第1項関係）
（2）改正後の条例の規定は，令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和 4 年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による こと。（附則第 2 項関係）
豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
| :---: | :---: |
| （課税額） | （課税額） |
| 第2条 略 | 第2条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は，世帯主（前条第2項の | 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は，世帯主（前条第2項の |
| 世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割 | 世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割 |
| 額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額 | 額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額 |
| とする。ただし，当該合算額が20万円を超える場合においては，後期高 | とする。ただし，当該合算額が22万円を超える場合においては，後期高 |
| 齢者支援金等課税額は，20万円とする。 | 齢者支援金等課税額は，22万円とする。 |
| 4 略 | 4 略 |
| （国民健康保険税の減額） | （国民健康保険税の減額） |
| 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対 | 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対 |
| して課する国民健康保険税の額は，第2条第 2 項本文の基礎課税額か | して課する国民健康保険税の額は，第 2 条第 2 項本文の基礎課税額か |
| ら当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得 | ら当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得 |
| た額が 65 万円を超える場合には，65万円），同条第 3 項本文の後期高齢 | た額が 65 万円を超える場合には，65万円），同条第 3 項本文の後期高齢 |
| 者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減 | 者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減 |
| 額して得た額が 20 万円を超える場合には，20万円）並びに同条第 4 項本 | 額して得た額が 22 万円を超える場合には，22万円）並びに同条第 4 項本 |
| 文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに揭げる額を減額して | 文の介護納付金課税額から当該各号の才及びカに掲げる額を減額して |
| 得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には，17万円）の合 | 得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には，17万円）の合 |
| 算額とする。 | 算額とする。 |
| （1）略 | （1）略 |
| （2）法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の | （2）法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の |








 ア～カ 略略

## （特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

N




 い世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）略 ア～カ

略

## （特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

N

## （特例対象被保険者等に係る申告）

## 第22条の2 略


 おいて同じ。）」と，「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と，前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含 まれている場合においては，当該給与所得については，所得税法第28条
 るものとする。以下この条において同じ。）及び」とする。

## （特例対象被保険者等に係る申告）

## 22条の 2 略


©

額から法第 314 条の 2 第 2 項」と，「及び山林所得金額の合計額（」と
あるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合
計額（」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは
山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金
額」と，第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所
得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と
する。
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

得等を有する場合における第 3 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条の
 は「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と，「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と，第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲


額から法第 314 条の 2 第 2 項」と，「及び山林所得金額の合計額（」と
計額（」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは

得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と する。










定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

渡所得等を有する場合における第 3 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条第 1


| るのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定 する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と，「同条第 2 項」とあるの は「法第314条の 2 第 2 項」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」と あるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と，第21条第1項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 （先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） | るのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定 する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と，「同条第 2 項」とあるの は「法第314条の 2 第 2 項」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」と あるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と，第 21 条第 1 項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 （先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） |
| :---: | :---: |
| 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得，譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条第 1 項 の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と，「同条第2項」とあるのは「法第314条の 2 第 2 項」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引 に係る雑所得等の金額」と，第21条第 1 項中「及び山林所得金額」とあ るのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 <br> （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） | 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得，譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条の ＿規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と，「同条第 2 項」とあるのは「法第314条の 2 第 2 項」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引 に係る雑所得等の金額」と，第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあ るのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 <br> （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） |
| 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有 する場合における第 3 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び | 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有 する場合における第 3 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条の規定の適 |

山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る
事業所得等の金額」と，「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第
2 項」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山
林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業
所得等の金額」と，第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及
び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係
る事業所得等の金額」とする。
（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）
世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定
同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴ら所得税法，法人税法及び地
方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等
実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子
等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する
場合における第 3 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条の 規定の適用に ついては，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の 2 第 2 項」と，「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは
 10項に規定する条約適用利子等の額」と，第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第

 2 項」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山


 る事業所得等の金額」とする。

## 

同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第 46 号。以下「租税条約等
等に係る利子所得，配当所得，譲渡所得，一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条，第 6 条，第 8 条及び第21条第 1 項の規定の適用に ついては，第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得
号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に








[^0]
## 第73号議案

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎
（理由）
対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令並びに健康増進法の改正に伴い，急速充電設備 の基準及び喫煙等に係る標識に関する規定の整備を行うため。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例

豊岡市火災予防条例（平成17年豊岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。
第 17 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車，原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネク ター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。） を用いて」に，「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい，分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コ ネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で，変圧する機能を有しないものをい う。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては，充電ポ ストを含む」に改め，同項第 1 号ただし書中「不燃材で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め，同号 に次のように加える。

ア 不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
イ 分離型のものにあっては，充電ポスト
第17条の2第1項第2号に次のただし書を加える。
ただし，分離型のものの充電ポストにあっては，この限りでない。
第 17 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め，同項第 7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され，」に，「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め，同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止するこ とができる装置を，当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに，速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め，同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め，同項第 13 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等 に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り，同項第16号中「当該蓄電池」の右に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え，同項中第18号を第19号とし，第17号を第18号とし，同号の前に次の1号を加える。
（17）急速充電設備のうち分離型のものにあっては，充電ポストに蓄電池（主とし て保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。
第22条第1項中「いう。」の右に「以下同じ。」を加える。
第32条第3項を削り，同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けると きは，別表第2に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法

律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め，同項を同条第 3 項とし，同項の次に次の 1 項を加える。

## 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるとき

 は，「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては，国際標準化機構が定めた規格第 7 O 1 0 号又は日本産業規格 Z 8 2 1 0 に適合す るものとし，「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては，国際標準化機構が定めた規格第 7 0 0 1 号又は日本産業規格 Z 8 2 1 O に適合するも のとしなければならない。第32条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。
第52条から第54条の 2 まで及び第 80 条第 1 項中「別表第 3 」を「別表第 2 」に改 める。

別表第2を削り，別表第3を別表第2とする。
附 則
（施行期日）
1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第17条の2第1項の改正規定及 び次項の規定は，令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2 第 17 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され，又は設置の工事がされ ているこの条例による改正後の豊岡市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 17条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置，構造及び管理に関する基準 の適用については，なお従前の例による。
3 新条例第32条第3項第2号の規定の適用については，当分の間，同号中「喫煙専用室標識」とあるのは，「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律 （平成30年法律第78号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるもの とする。

4 この条例の施行の際現に設置され，又は設置の工事がされている新条例第32条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のらち，新条例第第32条第4項の規定に適合しないものについては，当該規定にかかわらず，なお従前の例による。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の内容

（1）急速充電設備の位置，構造及び管理に関する基準について，急速充電設備の全出力の上限を撤廃し，分離型の急速充電設備に係る安全措置を追加するなど の見直しを行うこと。（第17条の 2 関係）
（2）健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は，喫煙所と表示した標識の設置を不要とし，同標識等と併せて設ける図記号による標識にあ つては，国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしな ければならないこと。（第32条，別表第2関係）
（3）その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則
（1）この条例は，公布の日から施行すること。ただし，急速充電設備の位置，構造及び管理に関する基準の見直しについては，令和5年10月1日から施行する こと。（附則第 1 項関係）
（2）この条例の施行に係る急速充電設備の位置，構造及び管理に関する基準の適用に関する経過措置を定めること。（附則第 2 項関係）
（3）健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は，喫煙所と表示した標識の設置を不要とする規定の適用について，健康増進法の一部を改正 する法律の規定による指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置に係る読替規定 を定めること。（附則第 3 項関係）
（4）この条例の施行に係る標識と併せて設ける図記号に関する経過措置を定める こと。（附則第 4 項関係）
豊岡市火災予防条例新旧対照表

| 現行 |  | 改正後（案） |
| :---: | :---: | :---: |


| （6）急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合に は，充電を開始しない措置を講ずること。 | （6） $\qquad$ と電気自動車等が確実に接続されていない場合に は，充電を開始しない措置を講ずること。 |
| :---: | :---: |
| （7）急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場 | （7）コネクターが電気自動車等に接続され，電圧が印加されている場 |
| 合には，当該接続部が る措置を講ずること。外れないようにす | 合には，当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにす る措置を講ずること。 |
| （8）～（10）略 | （8）～（10）略 |
| （11）急速充電設備を手動で緊急停止させることができる指 | （11）急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を，当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに，速やかに操作するこ |
| と。 |  |
| （12）自動車等 と。 の衝突を防止する措置を講ずるこ | （12）急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずるこ と。 |
| （13）コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部 | （13）コネクター |
| 分をいう。以下この号において同じ。）について，操作に伴う不時 | 作に伴う不時 |
| の落下を防止する措置を講ずること。ただし，コネクターに十分な強度を有するものにあっては，この限りでない。 | の落下を防止する措置を講ずること。ただし，コネクターに十分な強度を有するものにあっては，この限りでない。 |
| （14）－（15）略 | （14）－（15）略 |
| （16）急速充電設備のらち蓄電池を内蔵しているものにあっては，当該蓄電池 $\qquad$ について次に | （16）急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては，当該蓄電池 （主として保安のために設けるものを除く。） $\qquad$ について次に |
| 掲げる措置を講ずること。 | 掲げる措置を講ずること。 |
| ア～エ 略 | ア～エ 略 |
|  | （17）急速充電設備のうち分離型のものにあっては，充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。 |
| （17）略 | （18）略 |
| （18）略 | （19）略 |


| 2 略 <br> （避雷設備） | 2 略 <br> （避雷設備） |
| :---: | :---: |
| 第22条 避雷設備の位置及び構造は，消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をい う。 $\qquad$ ）に適合するものとしなければならない。 | 第22条 避雷設備の位置及び構造は，消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をい う。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。 |
| 2 略 <br> （喫煙等） | $\begin{aligned} & 2 \text { 略 } \\ & \text {（喫煙等）}\end{aligned}$ |
| 第32条 略 | 第32条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 前項の場合において，併せて図記号による標識を設けるときは，別 |  |
| 表第2に定めるものとしなければならない。 |  |
| $\underline{4}$ 第 1 項の消防長又は消防署長が指定する場所（同項第 3 号に掲げる | 3 第 1 項の消防長又は消防署長が指定する場所（同項第 3 号に掲げる |
| 場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は，次の各号に掲げる場 | 場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は，次の各号に掲げる場 |
| 合の区分に応じ，それぞれ次の各号に定める措置を講じなければなら ない。 | 合の区分に応じ，それぞれ次の各号に定める措置を講じなければなら ない。 |
|  |  |
| （1）略 <br> （1）略 |  |
| （2）前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 （併せて図記号による標識を設けるときは，別表第2に定めるもの | （2）前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殼容器を設けた喫煙 |
|  | 所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 |
|  | （健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙 |
|  | 専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。） |
|  | 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を |
|  | 設けるときは，「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設 |
|  | ける図記号にあっては，国際標準化機構が定めた規格第7010号又 |
|  | は日本産業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものとし，「喫煙所」と表示し |


|  | た標識と併せて設ける図記号にあっては，国際標準化機構が定めた規格第 7 0 0 1 号又は日本産業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものとしなけ ればならない。 |
| :---: | :---: |
| 5 前項第2号に掲げる場合において，劇場等の喫煙所は，階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設け なければならない。ただし，劇場等の一部の階において全面的に喫煙 が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認 める措置を講じた場合は，当該階において喫煙所を設けないことがで きる。 | 5 第3項第2号に揭げる場合において，劇場等の喫煙所は，階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設け なければならない。ただし，劇場等の一部の階において全面的に喫煙 が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認 める措置を講じた場合は，当該階において喫煙所を設けないことがで きる。 |
| $6 \cdot 7$ 略 <br> （第 4 類の危険物等の貯蔵及び取扱い等） | $6 \cdot 7 \text { 略 }$ <br> （第4類の危険物等の貯蔵及び取扱い等） |
| 第 52 条 指定数量未満の危険物のらち，第 2 類又は第 4 類の危険物と，別表第3の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量未満のも ののうち可燃性固体類（同表備考第5号に規定する可燃性固体類をい う。以下同じ。）又は可燃性液体類（同表備考第 7 号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）を混在して貯蔵し，又は取り扱ら場合 において，可燃性の蒸気が発生し，又は滞留するおそれのある場所に おいては，みだりに火気を使用してはならない。 | 第 52 条 指定数量未満の危険物のらち，第 2 類又は第 4 類の危険物と，別表第 2 の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量未満のも ののうち可燃性固体類（同表備考第5号に規定する可燃性固体類をい ら。以下同じ。）又は可燃性液体類（同表備考第 7 号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）を混在して貯蔵し，又は取り扱う場合 において，可燃性の蒸気が発生し，又は滞留するおそれのある場所に おいては，みだりに火気を使用してはならない。 |
| $2 \sim 4 \text { 略 }$ <br> （可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等） | $2 \sim 4 \text { 略 }$ <br> （可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等） |
| 第53条 別表第3の品名闌に揭げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第 6 号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性 | 第 53 条 別表第 2 の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第 6 号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性 |


| 液体類（同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは，次に掲げる技術上の基準によらなければならない。 | 液体類（同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」といら。）の貯蔵及び取扱いは，次に掲げる技術上の基準によらなければならない。 |
| :---: | :---: |
| （1）略 | （1）略 |
| ア 可燃性固体類（別表第 3 備考第 6 号エに該当するものを除く。） にあっては危険物規則別表第 3 の危険物の類別及び危険等級の別 | ア 可燃性固体類（別表第 2 備考第 6 号エに該当するものを除く。） にあっては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別 |
| の第 2 類のIIIの項において，可燃性液体類及び指定数量の 5 分の | の第 2 類のIIIの項において，可燃性液体類及び指定数量の 5 分の |
| 1 以上指定数量未満の第4類の危険 | 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のらち動植物油類にあって |
| は危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第 | は危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第 |
| 4 類のIIIの項において，それぞれ適応するものとされる内装容器 （内装容器の容器の種類の項が空闌のものにあっては，外装容器） | 4 類のIIIの項において，それぞれ適応するものとされる内装容器 （内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては，外装容器） |
| 又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号におい | 又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号におい |
| て「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し，又は | て「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し，又は詰め |
| 替えるとともに，温度変化等により可燃性液体類等が漏れないよ うに容器を密封して収納すること。 | 替えるとともに，温度変化等により可燃性液体類等が漏れないよ うに容器を密封して収納すること。 |
| イ 略 | イ 略 |
| （2）可燃性液体類等（别表第3備考第6号工に該当するものを除く。） | （2）可燃性液体類等（別表第2備考第6号エに該当するものを除く。） |
| 納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には，高さ 4 メートルを えて積み重ねないこと。 | を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には，高さ 4 メートルを超えて積み重ねないこと。 |
| （3）－（4）略 | （3）－（4）略 |
| 2 略 | 2 略 |
| （1）可燃性液体類等を貯蔵し，又は取り扱う屋外の場所の周囲には，可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。） | （1）可燃性液体類等を貯蔵し，又は取り扱う屋外の場所の周囲には，可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。） |


| にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し，又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第3に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。） に応じ次の表に掲げる幅の空地を，指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のらち動植物油類にあっては 1 メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか，又は防火上有効な塀を設ける こと。 | にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し，又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第 2 に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。） に応じ次の表に掲げる幅の空地を，指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の危険物のらち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか，又は防火上有効な塀を設ける こと。 |
| :---: | :---: |
| 略 | 略 |
| （2）別表第3で定める数量の 20 倍以上の可燃性固体類等を屋内におい て貯蔵し，又は取り扱う場合は，壁，柱，床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし，その周囲に幅 1 メートル（別表第3で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し，又は取 り扱ら場合は，3メートル）以上の空地を保有するか，又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物にあっては，壁，柱，床及び天井を不燃材料で覆った室内において，貯蔵し，又は取り扱う ことができる。 | （2）別表第 2 で定める数量の 20 倍以上の可燃性固体類等を屋内におい て貯蔵し，又は取り扱う場合は，壁，柱，床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし，その周囲に幅 1 メートル（別表第2で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し，又は取 り扱う場合は，3メートル）以上の空地を保有するか，又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物にあっては，壁，柱，床及び天井を不燃材料で覆った室内において，貯蔵し，又は取り扱う ことができる。 |
| 3 略 <br> （綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等） | 3 略 <br> （綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等） |
| 第54条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」といら。）の貯蔵及び取扱いは，次に掲げる技術上の基準に よらなければならない。 | 第54条 指定可燃物のらち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは，次に掲げる技術上の基準に よらなければならない。 |
|  | 格 |
| （5）再生資源燃料（別表第3備考第5号に規定する再生資源燃料をい う。以下同じ。）のうち，廃棄物固形化燃料その他の水分によって | （5）再生資源燃料（別表第2備考第5号に規定する再生資源燃料をい う。以下同じ。）のらち，廃棄物固形化燃料その他の水分によって |


を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合
は，この限りでない。
ウ 略
エ 別表第 2 に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し，又は
取り扱う場合は，壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第 1
条第 6 号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において
行うこと。
4 略
ア 略
イ 別表第2で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等を夕
ンクにおいて貯蔵する場合は，当該タンクは廃棄物固形化燃料等
に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構
造とすること。ただし，当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱
の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置
した場合は，この限りでない。
（危険要因の把握）
$\nexists$
54条の 2 別表第 2 で定める数量の 100 倍以上の再生資源燃料（廃重物固形化燃料等に限る。），可燃性固体類，可燃性液体類又は合成樹脂
 おける火災の危険要因を把握するとともに，前2条に定めるもののほ
 $\mathrm{B}^{\circ}$
（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）第 80 条 指定数量の 5 分の 1 以上（個人の住居で貯蔵し，

場合にあっては，指定数量の 2 分の 1 以上）指定数量未満の危険物及 び別表第 2 で定める数量の 5 倍以上（再生資源燃料，可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては，同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し，又は取り扱おらとする者は，あらかじめ，その旨を消防長又 は消防署長に届け出なければならない。
㕶

$$
\bigcirc
$$

| 場合にあっては，指定数量の 2 分の 1 以上）指定数量未満の危険物及 |
| :--- |
| び別表第3で定める数量の 5 倍以上（再生資源燃料，可燃性固体類等 |
| 及び合成樹脂類にあっては，同表で定める数量以上）の指定可燃物を |
| 貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その旨を消防長又 |
| は消防署長に届け出なければならない。 |
| 2 略 |
| 別表第2（第32条関係） |
| 表示の種類 |


-201-

## 第74号議案

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和5年6月2日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎
（理由）
豊岡市公共下水道事業計画の変更に伴い，経営の基本に関する事項を改めるため。

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市公営企業の設置等に関する条例（平成17年豊岡市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号中「3，286．1ヘクタール」を「3，217．5ヘクタール」に改め，同項第 2 号中「78，041人」を「75，201人」に改める。

附 則
この条例は，公布の日から施行する。

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容
経営の基本に関する事項のうち，下水道事業の経営の規模を定める計画処理区域面積及び計画処理人口を改めること。（第2条関係）

2 附則
この条例は，公布の日から施行すること。
豊岡市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
| :---: | :---: |
| （経営の基本） | （経営の基本） |
| 第2条 略 | 第2条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 下水道事業の経営の規模は，次のとおりとする。 | 3 下水道事業の経営の規模は，次のとおりとする。 |
| （1）計画処理区域面積 3，286．1ヘクタール | （1）計画処理区域面積 3，217．5ヘクタール |
| （2）計画処理人口 78,041 人 | （2）計画処理人口 7 75，201人 |
| （3）略 | （3）略 |

## 第 75 号議案

令和 5 年度豊岡市一般会計補正予算（第 3 号）

令和5年度豊岡市の一般会計補正予算（第3号）は，次に定めるところ による。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,819 千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ $47,893,951 千 円 と す る 。 ~$
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為の補正）
第2条 債務負担行為の追加は，「第2表債務負担行為補正」による。
（地方債の補正）
第3条 地方債の追加及び変更は，「第3表地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 2 日提出

豊岡市長 関 貫 久仁郎

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入
（単位 千円）

| 款 | 項 |  |  | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 15．使用料及び手数料 |  |  |  | 775， 473 | $\triangle 1,523$ | 773， 950 |
|  | 1．使 | 用 | 料 | 566， 902 | $\triangle 1,523$ | 565， 379 |
| 16．国 庫 支 出 金 |  |  |  | 5，575， 213 | $\triangle 74,689$ | 5，500， 524 |
|  | 2．国 | 補 助 |  | 2，758，478 | $\triangle 74,689$ | 2，683， 789 |
| 17．県 支 出 金 |  |  |  | 3，237， 482 | 2， 764 | 3，240， 246 |
|  | 2．県 | 助 | 金 | 1，233，561 | $\triangle 1,610$ | 1，231， 951 |
|  | 3．委 | 託 | 金 | 268， 267 | 4，374 | 272， 641 |
| 20．繰 入 金 |  |  |  | 2，621， 059 | 47， 783 | 2，668， 842 |
|  | 2．基 | 繰 入 | 金 | 2，573， 519 | 47， 783 | 2，621， 302 |
| 22．諸 収 入 |  |  |  | 1，483， 964 | 1，246 | 1，485， 210 |
|  | 5．雑 |  | 入 | 907， 257 | 1，246 | 908， 503 |
| 23．市 債 |  |  |  | 3，414， 400 | 21，600 | 3，436， 000 |
|  | 1．市 |  | 債 | 3，414， 400 | 21，600 | 3，436， 000 |
| 歳入 | 合 | 計 |  | 47，896， 770 | $\triangle 2,819$ | 47，893， 951 |



## 第 2 表 債務負担行為補正

追 加

| 事 項 | 期 間 | 限 | 度 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 美しい村づくり資金利子補給事業 （令 和 5 年 度 事 業 分） | 令和 6 年度から令和12年度まで |  | 1，992 |
| 豊かな海づくり資金利子補給事業 （令 和 5 年 度 事 業 分） | 令和 6 年度から令和12年度まで |  | 3， 319 |
| 出石多目的屋内運動場指定管理料 | 令和 6 年度から令和10年度まで |  | 8，085 |
| 竹 野 川湊館指定管理料 | 令和 6 年度から令和10年度まで |  | 17，340 |
| 出石 家 老 屋 敷指定管理料 | 令和 6 年度から令和10年度まで |  | 6， 000 |
| 出石海洋センター指定管理料 | 令和 6 年度から令和10年度まで |  | 128， 380 |
| 豊岡総合体育館指定管理料 | 令和 6 年度から令和 8 年度まで |  | 32， 094 |
| 出石総合スポーツセンター グラウンド指定管理料 | 令和 6 年度から令和10年度まで |  | 24，380 |
| 出石総合スポーツセンター野 球 場 指 定 管 理 料 | 令和 6 年度から令和 10 年度まで |  | 29，300 |
| 計 |  |  | 250， 890 |

## 第 3 表 地 方 債 補 正

| 加 |  |  | （単位 千円） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 城崎国際アートセンター整備事業費 | 900 | $\left\|\begin{array}{lll} \text { 当 } & \text { 初 } & \text { 予 } \\ \text { 算 } \\ \text { 記載 } & \text { とお } \end{array}\right\|$ | $\left\|\begin{array}{lll} \text { 当 } & \text { 初 } & \text { 予 } \\ \text { 算 } \\ \text { 記載 } & \text { とお } \end{array}\right\|$ | 当 初 予 算記載のとおり |
| 計 | 900 |  |  |  |

## 変 更

（単位 千円）

| 起 債 の 日 的 | 限 |  | 度 | 額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 起 債 の 目 的 | 補 | 正 前 | 補 | 正 後 |
| 道 路 整 備 事 業 費 |  | 215，500 |  | 236，600 |
| ［ 風 早 線］ |  | ［23，300 ］ |  | ［33，000］ |
| ［ 藤 井 中 森 線 〕 |  | ［7，300 ］ |  | ［13，600］ |
| ［ 上 山 二 見 線］ |  | ［6，900 ］ |  | ［ 12，000 ］ |
| 橋りよう整備事 業 費 |  | 258，800 |  | 258，400 |
| 栃 江 橋 〕 |  | ［17，600 ］ |  | ［13，000］ |
| 上野橋 |  | ［83，600 ］ |  | ［76，000］ |
| 〔橋りよう長寿命化事業〕 |  | ［157，600］ |  | ［ 169，400］ |
| 計 |  | 3，414，400 |  | 3，435，100 |

令和 5 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計補正予算（第3号）に関する説明書

## 歳 入歳出補正予算事項別明細書

1．総 括
（歳 入）
（単位 千円）

| 款 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 15．使 用 料及び手 数 料 | 775， 473 | $\triangle 1,523$ | 773， 950 |
| 16．国 庫 支 出 金 | 5，575， 213 | $\triangle 74,689$ | 5，500， 524 |
| 17．県 支 出 金 | 3，237， 482 | 2， 764 | 3，240， 246 |
| 20．繰 入 金 | 2，621， 059 | 47， 783 | 2，668， 842 |
| 22．諸 収 入 | 1，483， 964 | 1，246 | 1，485， 210 |
| 23．市 債 | 3，414， 400 | 21，600 | 3，436， 000 |
| 歳入入合入計 | 47，896， 770 | $\triangle 2,819$ | 47，893， 951 |

（歳 出）

| 款 |  |  |  | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2．総 | 務 |  | 費 | 7，007， 288 | 9， 891 | 7，017， 179 |
| 3．民 | 生 |  | 費 | 14，484， 293 | 3， 317 | 14，487， 610 |
| 4．衛 | 生 |  | 費 | 4，767， 078 | 4， 251 | 4，771， 329 |
| 6．農 | 林 水 産 | 業 | 費 | 1，774， 948 | 1，574 | 1，776，522 |
| 8．土 | 木 |  | 費 | 5，138， 101 | $\triangle 40,770$ | 5，097， 331 |
| 9．消 | 防 |  | 費 | 1，591，570 | 0 | 1，591，570 |
| 10．教 | 育 |  | 費 | 5，417， 271 | 12， 018 | 5，429， 289 |
| 12．公 | 債 |  | 費 | 6，093， 505 | 6， 900 | 6，100， 405 |
| 歳 | 出 合 | 計 |  | 47，896， 770 | $\triangle 2,819$ | 47，893，951 |



2．歳 入
（款）15．使用料及び手数料
（項）1．使用料

（款）16．国庫支出金
（項）2．国庫補助金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1．総 務 費 国 庫 補助 金 | 54， 133 | 3， 154 | 57， 287 |
| 2．民生 費 国 庫 補 助 金 | 1，460，651 | 1，550 | 1，462， 201 |
| 3．衛 生 費 国 庫 補 助 金 | 28，149 | 3，751 | 31，900 |
| 6．土木費国庫補助金 | 490， 522 | $\triangle 91,487$ | 399， 035 |
| 21．地方創生臨時交付金 | 578， 859 | 8，343 | 587， 202 |
| 計 | 2，758，478 | $\triangle 74,689$ | 2，683，789 |

（款）17．県支出金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2．民 生 費 県 補 助 金 | 488， 073 | 214 | 488， 287 |
| 5．農林水産業費県補助金 | 661，597 | 300 | 661，897 |
| 9．教 育 費 県 補助 金 | 27，244 | $\triangle 2,124$ | 25， 120 |
| 計 | 1，233，561 | $\triangle 1,610$ | 1，231，951 |

[^1]| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．総務管理使用料 | $\triangle 1,523$ | 行政財産目的外使用料 | $\triangle 1,523$ |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．総務管理費補助金 | 3，154 | マイナンバーカード交付事務費補助金 マイナポイント事業費補助金生物多様性保全推進交付金 | $\begin{array}{r} 4,297 \\ \triangle 2,046 \\ 903 \end{array}$ |
| 1．社会福祉費補助金 | 1，336 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 1，336 |
| 3．児童福祉費補助金 | 214 | 放課後児童健全育成事業費補助金 | 214 |
| 1．保健衛生費補助金 | 3，751 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 | 3，751 |
| 1．道路橋りよう費補助金 | $\triangle 91,487$ | 社会資本整備総合交付金 <br> 道路改良事業費防災•安全交付金 <br> 橋りょう新設改良事業費道路メンテナンス事業費補助金橋りょう新設改良事業費橋りょう長寿命化事業費 | $\begin{aligned} & \triangle 21,021 \\ & \triangle 21,021 \\ & \triangle 11,505 \\ & \triangle 11,505 \\ & \triangle 58,961 \\ & \triangle 7,009 \\ & \triangle 51,952 \end{aligned}$ |
| 1．地方創生臨時交付金 | 8，343 | 地方創生臨時交付金 | 8，343 |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 3．児童福祉費補助金 | 214 | 放課後児童健全育成事業費補助金 | 214 |
| 1．農業費補助金 | 300 | みどりの食料システム戦略推進交付金 | 300 |
| 1．教育総務費補助金 | $\triangle 2,124$ | 中学校部活動指導員配置事業費補助金 コーディネーター配置支援等体制整備費補助金 | $\begin{array}{r} \triangle 2,000 \\ \triangle 124 \end{array}$ |
|  |  |  |  |

（款）17．県支出金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 3．衛 生 費 委 託 金 | 6，431 | 500 | 6，931 |
| 4．農 林 水 産 業 費 委 託 金 | 83， 200 | 4，700 | 87， 900 |
| 7．教 育 費 委 託 金 | 8，518 | $\triangle 826$ | 7，692 |
| 計 | 268， 267 | 4， 374 | 272， 641 |

（款）20．繰入金
（項）2．基金繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 1．財政調整基金繰入金 | $1,645,246$ | 47,156 | $1,692,402$ |
| 6．コウノトリ基金繰入金 | 21,827 | 627 | 22,454 |
| 計 |  |  |  |

（款）22．諸収入
（項）5．雑入

（款）23．市債
（項）1．市債

| 目 |  |  | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2．総 | 務 | 債 | 211， 200 | 900 | 212， 100 |
| 8．土 | 木 | 債 | 689， 200 | 20，700 | 709， 900 |

## 一般会計

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．保健衛生費委託金 | 500 | 海岸漂着物地域対策推進事業委託金 | 500 |
| 1．農 業 費 委 託 金 | 4， 700 | 基盤整備促進事業委託金 | 4， 700 |
| 1．教育総務費委託金 | $\triangle 826$ | ひょうごがんばり学びタイム事業委託金幼児期と児童期の円滑な接続推進事業委託金 コミュニティ・スクール推進事業委託金 | $\begin{array}{r} \triangle 1,066 \\ 150 \\ 90 \end{array}$ |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．財政調整基金繰入金 | 47， 156 | 財政調整基金繰入金 | 47， 156 |
| 1．コウノトリ基金繰入金 | 627 | コウノトリ基金繰入金 | 627 |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 2．学校給食徴収金 | 1，246 | 学校給食徴収金 | 1，246 |

（単位 千円）

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 1．総 務 管 理 債 | 900 | 城崎国際アートセンター整備事業債 | 900 |
| 2．道路橋りよう債 | 20，700 | 道路整備事業債 <br> 風早線 <br> 藤井中森線 <br> 上山二見線 <br> 橋りょう整備事業債 <br> 栃江橋 <br> 上野橋 <br> 橋りょう長寿命化事業 | $\begin{array}{r} 21,100 \\ 9,700 \\ 6,300 \\ 5,100 \\ \triangle 400 \\ \triangle 4,600 \\ \triangle 7,600 \\ 11,800 \end{array}$ |

（款）23．市債
（項）1．市債

| 目 | 補 正 前の 額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 計 | $3,414,400$ | 21,600 | $3,436,000$ |

[^2]（単位 千円）

| 節 |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
| 区 | 説 | 明 |
|  | 分 | 金 |
|  |  |  |

（款）2．総務費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 定 財 源 |  |  | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 5．財 産 管 理 費 | 826， 273 | 1，866 | 828，139 |  |  |  | 1，866 |
| 6．企 画 費 | 615， 886 | 946 | 616， 832 |  | 900 |  | 46 |
| 10．コウノトリ野生復帰推進事業費 | 99， 892 | 1，530 | 101， 422 | 903 |  | 627 |  |
| 34．地方創生推進事業費 | 776， 827 | 3，298 | 780， 125 |  |  |  | 3，298 |
| 計 | 6，339， 581 | 7，640 | 6，347， 221 | 903 | 900 | 627 | 5，210 |

（款）2．総務費
（項）3．戸籍住民基本台帳費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |  | 正 額 の | 財 源 内 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 1．戸籍住民基本台帳費 | 217， 444 | 2， 251 | 219，695 | 2， 251 |  |  |  |
| 計 | 217， 444 | 2， 251 | 219，695 | 2， 251 |  |  |  |


（単位 千円）

| 節 |  |  |  |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 |  |  |  |  |  |  |
| 12．委 | 託 | 料 |  | 2，251 | 戸籍住民基本台帳事務費 【市民課】業務委託料 <br> マイナポイント手続き支援業務 | $\begin{aligned} & 2,251 \\ & 2,251 \end{aligned}$ |

（款）3．民生費
（項）3．児童福祉費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 2．放課後児童クラブ運 営 費 | 318， 846 | 644 | 319， 490 | 428 |  |  | 216 |
| 計 | 5，503， 818 | 644 | 5，504， 462 | 428 |  |  | 216 |

（款）3．民生費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 |  |
| 1．生活保護総務費 | 55， 914 | 2，673 | 58， 587 | 1，336 |  |  | 1，337 |
| 計 | 911，594 | 2，673 | 914， 267 | 1，336 |  |  | 1，337 |

（款）4．衛生費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 |  |
| 3．予 防 費 | 230， 375 | 3，751 | 234，126 | 3，751 |  |  |  |
| 4．環 境 衛 生 費 | 19，685 | 500 | 20，185 | 500 |  |  |  |
| 計 | 4，262， 809 | 4， 251 | 4，267， 060 | 4， 251 |  |  |  |


| 節 |  |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |

（単位 千円）

| 節 |  |  |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |

（単位 千円）

（款）6．農林水産業費
（項）1．農業費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |  | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 3．農 業 振 興 費 | 541， 467 | 424 | 541， 891 | 300 |  |  | 124 |
| 5．農 地 費 | 609， 557 | 0 | 609， 557 | 4，700 |  |  | $\triangle 4,700$ |
| 計 | 1，411， 491 | 424 | 1，411，915 | 5， 000 |  |  | $\triangle 4,576$ |

（款）6．農林水産業費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 1．林 業 総 務 費 | 37， 480 | 750 | 38，230 |  |  |  | 750 |
| 計 | 338，693 | 750 | 339， 443 |  |  |  | 750 |

（款）6．農林水産業費

（款）8．土木費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 3．道路新設改良費 | 147， 504 | 0 | 147， 504 | $\triangle 21,021$ | 21，100 |  | $\triangle 79$ |

## 一般会計


（単位 千円）

| 節 |  |  |  |  | 説 |  | 明 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11．役 | 務 | 費 |  | 750 | 林業総務費手数料 | 【農林水産課】 |  | $\begin{aligned} & 750 \\ & 750 \end{aligned}$ |

（単位 千円）

| 節 |  |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 |  |  |  |  |
| 18．負担金，補助及び交 付 金 |  | 400 | 水産業振興事業費【農林水産課】利子補給金 <br> 豊かな海づくり資金 | $\begin{aligned} & 400 \\ & 400 \\ & 400 \end{aligned}$ |

（単位 千円）

| 節 |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
| 区 分 | 金 額 |  |
|  |  |  |

（款）8．土木費
（項）2．道路橋りょう費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 4．雪 害 対 策 費 | 355， 798 | 7，730 | 363， 528 |  |  |  | 7， 730 |
| 5．橋りよう維持費 | 490， 463 | $\triangle 18,000$ | 472， 463 | $\triangle 51,952$ | 11，800 |  | 22，152 |
| 6．橋りょう新設改良費 | 278， 500 | $\triangle 30,500$ | 248， 000 | $\triangle 18,514$ | $\triangle 12,200$ |  | 214 |
| 計 | 1，776， 129 | $\triangle 40,770$ | 1，735，359 | $\triangle 91,487$ | 20，700 |  | 30， 017 |

（款）9．消防費
（項）1．消防費

（款）10．教育費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |  | 正 額 の | 財 源 内 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 |  |
| 4．教育研修センター費 | 10，272 | 150 | 10， 422 | 150 |  |  |  |
| 5．学 校 振 興 費 | 285， 854 | $\triangle 2,600$ | 283， 254 | $\triangle 3,100$ |  |  | 500 |

## 一般会計

| 節 |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 金 額 |  |  |
| 10．需 用 費 | 7，730 | 雪害対策事業費 【建設課】修繕料 | $\begin{aligned} & 7,730 \\ & 7,730 \end{aligned}$ |
| 14．工 事 請 負 費 | $\triangle 18,000$ | 橋りよう長寿命化事業費 【建設課】補修工事費 <br> 橋りょう等 | $\begin{aligned} & \triangle 18,000 \\ & \triangle 18,000 \end{aligned}$ |
| 14．工 事 請 負 費 | $\triangle 30,500$ | 杤江橋整備事業費【建設課】整備工事費 <br> 栃江橋 <br> 上野橋整備事業費【建設課】整備工事費 <br> 上野橋 | $\begin{aligned} & \triangle 10,500 \\ & \triangle 10,500 \\ & \triangle 20,000 \\ & \triangle 20,000 \end{aligned}$ |
|  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  |  |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 | 分 |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 財源更正 |  |

（単位 千円）

（款）10．教育費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| （学校振興費） |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 | 798， 457 | $\triangle 2,450$ | 796， 007 | $\triangle 2,950$ |  |  | 500 |

（項）2．小学校費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |  | 正 額 の | 財 源 内 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 1．小学校管理費 | 551， 019 | 4， 011 | 555， 030 |  |  |  | 4， 011 |
| 計 | 695， 616 | 4， 011 | 699， 627 |  |  |  | 4， 011 |

（款）10．教育費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 | 正 額 の | 財 源 内 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 |  |
| 9．博物館等管理費 | 134， 617 | 868 | 135，485 |  |  |  | 868 |
| 計 | 1，898， 374 | 868 | 1，899， 242 |  |  |  | 868 |

（款）10．教育費
（項）6．保健体育費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源内訳 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 特 | 定 財 源 |  | 一般財源 |
|  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 8．学校給食費 | 395， 021 | 9，589 | 404， 610 | 8，343 |  | 1，246 |  |
| 計 | 1，382， 408 | 9，589 | 1，391，997 | 8，343 |  | 1，246 |  |


| 節 |  |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 区 分 | 金 額 |  | 説 |  |
|  |  |  | 明 |  |
|  |  | 修繕料 | 16 |  |
|  |  |  |  |  |

（単位 千円）

| 節 |  |  |  |  | 説 |  | 明 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12．委 | 託 | 料 |  | 4，011 | 学校施設管理費業務委託料測量業務 | 【教育総務課】 |  | $\begin{aligned} & 4,011 \\ & 4,011 \end{aligned}$ |

（単位 千円）

（単位 千円）

| 節 |  |  |  |  | 説 |  | 明 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 |  |  |  | 額 |  |  |  |  |
| 10．需 | 用 | 費 |  | 9， 589 | 賄用需用費賄材料費 | 【教育総務課】 |  | $\begin{aligned} & 9,589 \\ & 9,589 \end{aligned}$ |

（款）12．公債費
（項）1．公債費

|  | 目 |  | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |  | 正 額 の | 財 源 内 | 訳 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
|  |  |  |  |  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 1．元 |  | 金 | 5，909， 029 | 6，900 | 5，915， 929 |  |  |  | 6，900 |
|  | 計 |  | 6，093， 505 | 6， 900 | 6，100， 405 |  |  |  | 6，900 |

（単位 千円）

| 節 |  |  | 説 | 明 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 |  | 額 |  |  |
| 22．償還金，利子及び割引 |  | 6，900 | 市債元金 【財政課】市債元金 | $\begin{aligned} & 6,900 \\ & 6,900 \end{aligned}$ |

## 補正予算給与費明細書

2 一般職

| 区 分 | 職 員 数 （人） | 給 与 費 |  |  |  | 共 済 費 （千円） | $\begin{array}{cc} \text { 合 } & \text { 計 } \\ & \text { (千円) } \\ \hline \end{array}$ | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{array}{cc}\text { 報 } & \text { 酬 } \\ & \text {（千円）}\end{array}$ |  | 職員手当 （千円） | $\begin{aligned} & \text { 計 } \\ & \text { (千円) } \end{aligned}$ |  |  |  |
| 補 正 後 | $\begin{aligned} & \hline 892 \\ & 852 \\ & \hline \end{aligned}$ | 1，210， 195 | 3，055， 354 | 2，014， 498 | 6，280， 047 | 1，219， 567 | 7，499， 614 |  |
| 補 正 前 | （ 890 ） | 1，209， 147 | 3，055， 354 | 2，013， 932 | 6，278， 433 | 1，219， 054 | 7，497， 487 |  |
| 比 較 | （ $\left.\begin{array}{l}2 \\ 0\end{array}\right)$ | 1，048 | 0 | 566 | 1，614 | 513 | 2，127 |  |


| 職員手当 <br> の内 訳 | 区 分 | 扶養手当 （千円） | 住居手当 （千円） | 通勤手当 （千円） | 単身赴任手当 (千円) | 特殊勤務手当 （千円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 補 正 後 | 99，670 | 42， 855 | 115， 815 | 912 | 16，199 |
|  | 補 正 前 | 99，670 | 42， 855 | 115， 606 | 912 | 16，199 |
|  | 比 較 | 0 | 0 | 209 | 0 | 0 |
|  | 区 分 | 時間外勤務手当 (千円) | 休日勤務手当 (千円) | 夜間勤務手当 (千円) | 管理職手当 (千円) | 管理職員特別勤務手当 （千円） |
|  | 補 正 後 | 196， 435 | 37， 020 | 11，470 | 86， 433 | 700 |
|  | 補 正 前 | 196， 435 | 37， 020 | 11，470 | 86， 433 | 700 |
|  | 比 較 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 区 分 | 期末手当 (千円) | 勤勉手当 <br> （千円） | 児童手当 (千円) |  |  |
|  | 補 正 後 | 856， 429 | 503， 510 | 47， 050 |  |  |
|  | 補 正 前 | 856， 072 | 503， 510 | 47， 050 |  |  |
|  | 比 較 | 357 | 0 | 0 |  |  |

ア 会計年度任用職員以外の職員

| 区 分 | 職員数（人） | 給 与 費 |  |  |  | 共 済 費（千円） | $\begin{array}{cc} \text { 合 } & \text { 計 } \\ & (千 円) \\ \hline \end{array}$ | 備 考 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 報 （千円） （酬 | 給 $\begin{gathered}\text { 料 } \\ \text {（千円）}\end{gathered}$ | 職員手当 （千円） | $\begin{gathered} \text { 計 } \\ \text { (千円) } \\ \hline \end{gathered}$ |  |  |  |  |
| 補 正後 | $\left.{ }^{( }{ }_{788}\right)^{\prime}$ |  | 2，909， 190 | 1，747， 939 | 4，657， 129 | 955， 270 | 5，612， 399 |  |  |
| 補正 前 | $(788)$ |  | 2，909， 190 | 1，747， 939 | 4，657， 129 | 955， 270 | 5，612， 399 |  |  |
| 比 較 | $\begin{aligned} & \left(\begin{array}{l}  \\ 0 \end{array}\right) \\ & \hline \end{aligned}$ |  | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |  |  |


| 職員手当 <br> の内 訳 | 区 分 | 扶養手当 （千円） | 住居手当 （千円） | 通勤手当 （千円） | 単身赴任手当 （千円） | 特殊勤務手当 （千円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 補正後 | 99， 670 | 42， 855 | 66，704 | 912 | 16， 199 |
|  | 補正前 | 99， 670 | 42，855 | 66，704 | 912 | 16， 199 |
|  | 比 較 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 区 分 | 時間外勤務手当 （千円） | 休日勤務手当 （千円） | 夜間勤務手当 （千円） | 管理職手当 （千円） | 管理職員特別 勤務手当 （千円） |
|  | 補正後 | 196， 435 | 37， 020 | 11，470 | 86， 433 | 700 |
|  | 補正前 | 196，435 | 37， 020 | 11， 470 | 86， 433 | 700 |
|  | 比 較 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 区 分 | 期末手当 (千円) | 勤勉手当 (千円) | 児童手当 (千円) |  |  |
|  | 補正後 | 638， 981 | 503， 510 | 47， 050 |  |  |
|  | 補正前 | 638， 981 | 503， 510 | 47， 050 |  |  |
|  | 比 較 | 0 | 0 | 0 |  |  |


| 区 分 | 職員数（人） | 給 与 費 |  |  |  | $\begin{gathered} \text { 共 済 費 } \\ \\ \text { (千円) } \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{array}{cc} \text { 合 } & \text { 計 } \\ & \text { (千円) } \\ \hline \end{array}$ | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 報 $\begin{gathered}\text { 酬 } \\ \text {（千円）}\end{gathered}$ | $\begin{array}{cc} \text { 給 } & \text { 料 } \\ & \text { (千円) } \\ \hline \end{array}$ | 職員手当 （千円） | $\begin{aligned} & \text { 計 } \\ & \text { (千円) } \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |  |
| 補正後 | $\begin{gathered} 892 \\ 64 \end{gathered}$ | 1，210， 195 | 146， 164 | 266， 559 | 1，622，918 | 264， 297 | 1，887， 215 |  |
| 補正前 | $\begin{gathered} \binom{890}{64} \\ \hline \end{gathered}$ | 1，209， 147 | 146， 164 | 265， 993 | 1，621，304 | 263， 784 | 1，885， 088 |  |
| 比 較 | $\binom{2}{0}$ | 1， 048 | 0 | 566 | 1，614 | 513 | 2，127 |  |

）内は，短時間勤務職員

| 職員手当 <br> の 内 訳 | 区 分 | 扶養手当 （千円） | 住居手当 （千円） | 通勤手当 （千円） | 単身赴任手当 （千円） | 特殊勤務手当 （千円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 補正後 |  |  | 49， 111 |  |  |
|  | 補正前 |  |  | 48， 902 |  |  |
|  | 比 較 |  |  | 209 |  |  |
|  | 区 分 | 時間外勤務手当 （千円） | 休日勤務手当 （千円） | 夜間勤務手当 （千円） | $\begin{aligned} & \text { 管理職手当 } \\ &(千 円)\end{aligned}$ | 管理職員特別 勤務手当 （千円） |
|  | 補正後 |  |  |  |  |  |
|  | 補正前 |  |  |  |  |  |
|  | 比 較 |  |  |  |  |  |
|  | 区 分 | 期末手当 (千円) | 勤勉手当 (千円) | 児童手当 (千円) |  |  |
|  | 補正後 | 217， 448 |  |  |  |  |
|  | 補正前 | 217， 091 |  |  |  |  |
|  | 比 較 | 357 |  |  |  |  |

（2）給料及び職員手当の増減額の明細

| 区 分 | $\begin{aligned} & \hline \text { 増 減 額 } \\ &(千 円) \\ & \hline \end{aligned}$ | 増減事由別内訳 |  | 説 | 明 |  | 備 | 考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 給 料 | 0 | 給与改定に伴う増減分 | 0 |  |  |  |  |  |
|  |  | 昇給に伴う <br> 増 加 分 | 0 |  |  |  |  |  |
|  |  | その他の <br> 増減分 | 0 | 職員の変動によるもの |  |  |  |  |
| 職員手当 | 566 | 制度改正に伴う増減分 | 0 |  |  |  |  |  |
|  |  | その他の <br> 増減分 | 566 | 扶養手当 <br> 住居手当 <br> 通勤手当 <br> 単身赴任手当 <br> 特殊勤務手当 <br> 時間外勤務手当 <br> 休日勤務手当 <br> 夜間勤務手当 <br> 管理職手当 <br> 管理職員特別勤務手当 <br> 期末手当 <br> 勤勉手当 <br> 児童手当 | 209 <br> 357 | $\begin{aligned} & \text { 千円 } \\ & \text { 千円 } \\ & \text { 千円 } \\ & \text { 千円 } \\ & \text { 千円 } \\ & \text { 千円 } \\ & \text { 千円 } \\ & \text { 千円 } \\ & \text { 千円 } \\ & \text { 千円 } \\ & \text { 千円 } \\ & \text { 千円 } \\ & \text { 千円 } \end{aligned}$ |  |  |

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位 千円）

| 当 該 | 年 度 中 | 見 込み |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 当該 年 | 中 起 債 | 見 込 額 | 当該年度中 |  |  |  |
| 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 | 込 額 | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 |
| 3，100， 900 | 498， 500 | 3，599， 400 | 4，326， 094 | 27，405， 224 | $\triangle 41,200$ | 27，364， 024 |
| 211， 200 | 900 | 212， 100 | 608， 325 | 3，562， 593 | $\triangle 21,500$ | 3，541， 093 |
| 130， 400 |  | 130， 400 | 682， 822 | 4，153， 809 | $\triangle 3,500$ | 4，150， 309 |
| 304， 500 | 13， 900 | 318， 400 | 95， 133 | 1，305， 861 | $\triangle 800$ | 1，305， 061 |
| 689， 200 | 386， 800 | 1，076， 000 | 942， 025 | 7，335， 980 | 8，100 | 7，344， 080 |
| 148， 500 | 9， 000 | 157，500 | 615， 673 | 2，706， 836 | $\triangle 13,200$ | 2，693， 636 |
| 1，486， 500 | 87， 900 | 1，574， 400 | 1，134， 639 | 7，128， 982 | $\triangle 10,300$ | 7，118， 682 |
| 313， 500 |  | 313， 500 | 1，546， 636 | 13，449， 959 | $\triangle 700$ | 13，449， 259 |
| 119， 900 |  | 119， 900 | 138， 864 | 390， 104 | $\triangle 700$ | 389， 404 |
| 3，414， 400 | 498， 500 | 3，912， 900 | 5，915， 929 | 41，050， 260 | $\triangle 41,900$ | 41，008， 360 |

歳入補正予算総括表


| 主 内 容 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 行政財産目的外 | $\triangle 1,523$ |  |  |
| マイナンバーカード交付事務費 | 4， 297 | マイナポイント事業費 | $\triangle 2,046$ |
| 生物多様性保全推進交付金 | 903 | 生活困窮者就労準備支援事業費等 | 1，336 |
| 放課後児童健全育成事業費 | 214 | 新型コロナウイルスロクチン接喠体制碓保事業费 | 3， 751 |
| 社会資本整備総合交付金 | $\triangle 21,021$ | 防災•安全交付金 | $\triangle 11,505$ |
| 道路メンテナンス事業費 | $\triangle 58,961$ | 地方創生臨時交付金 | 8，343 |
| 放課後児童健全育成事業費 | 214 | みどりの食料システム戦略推進交付金 | 300 |
| 中学校部活動指導員配置事業費 | $\triangle 2,000$ | コーディネーター配置支援等体制整備費 | $\triangle 124$ |
| 海岸漂着物地域対策推進事業委託金 | 500 | 基盤整備促進事業委託金 | 4，700 |
| ひょうごがんばり学びタイム事業委託金 | $\triangle 1,066$ | 幼児期と児童期の円滑な接続推進事業委託金 | 150 |
| コミュニティ・スクール推進事業委託金 | 90 |  |  |
| 財政調整基金 | 47， 156 | コウノトリ基金 | 627 |
| 学校給食徴収金 | 1，246 |  |  |
| 城崎国際アートセンター整備事業債 | 900 | 道路整備事業債 | 21， 100 |
| 橋りょう整備事業債 | $\triangle 400$ |  |  |

歳出補正予算総括表


| 主な 内 容 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 財産管理費 | 1，866 | 城崎国際アートセンター管理費 | 946 |
| コウノトリ野生復帰推進事業費 | 627 | 生物多様性推進事業費 | 903 |
| 英語教育推進事業費 | 1，798 | 地域おこし協力隊推進事業費 | 1，500 |
| 戸籍住民基本台帳事務費 | 2， 251 |  |  |
| 放課後児童健全育成事業費 | 644 | 生活保護適正実施推進事業費 | 2，673 |
| 人件費 | 3， 751 | クリーン作戦推進事業費 | 500 |
| 農業振興事業費 | 124 | 有機農業産地づくり推進事業費 | 300 |
| 林業総務費 | 750 | 水産業振興事業費 | 400 |
| 雪害対策事業費 | 7， 730 | 橋りょう長寿命化事業費 | $\triangle 18,000$ |
| 杤江橋整備事業費 | $\triangle 10,500$ | 上野橋整備事業費 | $\triangle 20,000$ |
| 人件費 | $\triangle 1,624$ | 教育研修センター管理費 | 150 |
| 学校振興事業費 | $\triangle 976$ | 学校施設管理費（小） | 4， 011 |
| 歴史博物館管理費 | 868 | 賄用需用費 | 9， 589 |
| 市債元金 | 6， 900 |  |  |

（単位 千円）

| 番号 | 節 別 |  |  |  |  | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 報 |  |  |  | 酬 | 1，466， 945 | 1， 048 | 1，467， 993 |
| 3 | 職 | 員 | 手 | 当 | 等 | 2，072，837 | 566 | 2，073， 403 |
| 4 | 共 |  | 済 |  | 費 | 1，262， 185 | 513 | 1，262， 698 |
| 7 | 報 |  | 償 |  | 費 | 211， 960 | $\triangle 973$ | 210， 987 |
| 8 | 旅 |  |  |  | 費 | 59，460 | 702 | 60，162 |
| 10 | 需 |  | 用 |  | 費 | 1，716， 446 | 18， 669 | 1，735， 115 |
| 11 | 役 |  | 務 |  | 費 | 405， 933 | 1，228 | 407， 161 |
| 12 | 委 |  | 託 |  | 料 | 4，280， 916 | 14， 491 | 4，295， 407 |
| 13 |  | 料 | ， | 貝 |  | 321， 366 | 77 | 321， 443 |
| 14 | 工 | 事 | 請 | 負 |  | 3，831，545 | $\triangle 47,632$ | 3，783， 913 |
| 18 |  | 金， | 助 | び 交 |  | 11，008， 760 | 1，592 | 11，010， 352 |
| 22 | 償 | ， | 子 | び 害 |  | 6，136， 255 | 6，900 | $6,143,155$ |
|  |  | 早 | 合 |  |  | 47，896， 770 | $\triangle 2,819$ | 47，893， 951 |

## 歳出性質別補正予算

（単位 千円）

| 番号 |  |  | 質 |  |  | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 人 |  | 件 |  | 費 | 8，337， 177 | 1，918 | 8，339， 095 |
| 2 | 物 |  | 件 |  | 費 | 6，426， 838 | 26， 056 | 6，452， 894 |
| 3 | 維 | 持 | 補 | 修 | 費 | 205， 094 | 8，374 | 213，468 |
| 5 | 補 | 助 |  | 費 | 等 | 10，189， 751 | 619 | 10，190， 370 |
| 6 | 普 | 通 建 | 設 | 事 業 | 費 | 5，060， 348 | $\triangle 46,686$ | 5，013， 662 |
| （1） | 補 | 助 | 事 | 業 | 費 | 1，562， 976 | $\triangle 48,500$ | 1，514， 476 |
| （2） | 単 | 独 | 事 | 業 | 費 | 3，458， 872 | 1，814 | 3，460， 686 |
| 9 | 公 |  | 債 |  | 費 | 6，093， 486 | 6，900 | 6，100， 386 |
| （1） | 元 | 利 | 償 | 還 | 費 | 6，090， 486 | 6，900 | 6，097， 386 |
| （ア） | 元 |  |  |  | 金 | 5，909， 029 | 6，900 | 5，915， 929 |
| 歳 出 合 計 |  |  |  |  |  | 47，896， 770 | $\triangle 2,819$ | 47，893， 951 |

＜普通建設事業＞
（単位：千円）

| 事 業 名 |  | 予算額 | 特 | 定 財 | 源 | 一般財源 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 国県支出金 | 地 方 債 | その 他 |  |
| 総務 費 | 城崎国際アートセンター管理費 |  | 946 | 0 | 900 | 0 | 46 |
| 小 計 |  | 946 | 0 | 900 | 0 | 46 |
| 土 木 費 | 風早線道路改良事業費 | 0 | $\triangle 9,734$ | 9， 700 | 0 | 34 |
|  | 藤井中森線道路改良事業費 | 0 | $\triangle 6,247$ | 6，300 | 0 | $\triangle 53$ |
|  | 上山二見線道路改良事業費 | 0 | $\triangle 5,040$ | 5，100 | 0 | $\triangle 60$ |
|  | 橋りよう長寿命化事業費 | $\triangle 18,000$ | $\triangle 51,952$ | 11，800 | 0 | 22， 152 |
|  | 栃 江 橋 整 備 事 業 費 | $\triangle 10,500$ | $\triangle 7,009$ | $\triangle 4,600$ | 0 | 1，109 |
|  | 上 野 橋 整 備 事 業 費 | $\triangle 20,000$ | $\triangle 11,505$ | $\triangle 7,600$ | 0 | $\triangle 895$ |
| 小 計 |  | $\triangle 48,500$ | $\triangle 91,487$ | 20，700 | 0 | 22， 287 |
| 教育費 | 歴 史 博 物 館 管 理 費 | 868 | 0 | 0 | 0 | 868 |
|  | 小 計 | 868 | 0 | 0 | 0 | 868 |
|  | 合 計 | $\triangle 46,686$ | $\triangle 91,487$ | 21，600 | 0 | 23， 201 |

## 一般会計地方債の内訳

（単位：千円）

| 起債の種類 | 事 業 名 | 事業内容 | 予算計上額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \text { 公 共 事 業 等 債 } \\ \text { (充 当 率 } 90 \% \text { ) } \end{gathered}$ | 橋りよう整備事業 | 栃江橋整備事業 | $\triangle 4,600$ |
|  |  | 上野橋整備事業 | $\triangle 7,600$ |
|  |  | 橋りょう長寿命化事業 | $\triangle 6,400$ |
| 小 計 |  |  | $\triangle 18,600$ |
| 辺 地 対 策 事 業 債 （充当率 $100 \%$ ） | 道 路 整 備 事 業 | 藤井中森線整備事業 | 6， 300 |
|  | 橋り よう整備事業 | 橋りよう長寿命化事業 | $\triangle 7,200$ |
| 小 計 |  |  | $\triangle 900$ |
| 過 疎 対 策 事 業 債 （充当率 $100 \%$ ） | 城崎国際アートセン ト 整 備 事 | 城崎国際アートセンター整備事業 | 900 |
|  | 道 路 整 備 事 業 | 風早線整備事業 | 9， 700 |
|  |  | 上山二見線整備事業 | 5，100 |
|  | 橋りよう整備事業 | 橋りよう長寿命化事業 | 25，400 |
| 小 |  | 計 | 41，100 |
| 合 |  | 計 | 21，600 |


[^0]:    3 条の 2 の 2 第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
    （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）
    同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定 する条約適用配当等に係る利子所得，配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条の 規定の適用につ いては，第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」
    法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」といら。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と，「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第
    
     3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額」とする。

[^1]:    一般会計

[^2]:    一般会計

